

会議録
令和3年第3回更別村議会定例会
第1日（令和3年9月9日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 報告第 3号 令和2年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 8 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 9 議案第69号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第70号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第11 議案第71号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件
- 第12 議案第72号 土地改良事業計画の件
- 第13 議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 第14 議案第74号 更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例制定の件
- 第15 議案第75号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第77号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第78号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件
- 第19 議案第79号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第20 議案第80号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第21 議案第81号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第22 議案第82号 令和3年度更別村公共下水道事業会計補正予算（第2号）の件
- 第23 発議第 1号 更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第24 認定第 1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第25 認定第 2号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第26 認定第 3号 令和2年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第27 認定第 4号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第28 認定第 5号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 第29 認定第 6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（1名）

2番 上田幸彦

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	高田大資	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二
学校給食 センター所長	安部昭彦	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	伊東秀行
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、2番、上田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症ですが、8月31日、更別村福祉の里総合センターに勤務する村職員1名が新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。その後、当該職員が従事する業務におきましては施設を訪れる方と接触することがなく、また保健所の調査により、他の職員を含め濃厚接触者がいないことを確認しております。このため、当該職員の勤務場所につきまして消毒を実施し、感染防止対策を徹底した上で業務は通常どおり継続しております。村民の皆様には大変ご心配をおかけいたしますが、今後も消毒等の感染予防対策をさらに強化、徹底してまいります。

現在までのワクチンの接種状況であります。9月4日現在で12歳以上64歳までの希望接種者は1回目が1,437人、77.84%、2回目が1,243人、67.33%、村全体では1回目が2,399人、84.03%、2回目が2,190人、76.71%となっております。なお、本村における現在の接種体制での接種完了日は10月6日を予定しております。引き続き気を引き締めながら、全庁挙げて感染防止対策に努めてまいりたいと考えているところであります。

現在本村では本格的な収穫作業が始まりました。生産者の皆様のごこれまでのご努力とご苦勞が報われ、本年も豊かな実りとともに豊穰の秋となることを切に願っております。また、農繁期における農作業の安全にも留意をされ、天候にも恵まれながら収穫作業が順調に終わられますことを心から祈念しております。

さて、4月に国に提出したスーパーシティ構想のエリア認定の件であります。提案した31の全ての自治体に再提出が求められています。現在地方創生戦略推進本部を新たに立ち上げ、さきに提出した第一次の提案内容を精査し、連携企業や大学、関係機関による協議を積み重ね、精力的に提案内容の再検討を行っているところであります。今後内閣府の指導、助言を得ながら、速やかに二次提案を作成し、提出したいと考えております。また、この流れとは別に、9月1日にスマートシティを官民一体で加速するための内閣府、総務省、経産省、国交省が共同で設置をしております科学技術イノベーション推進事務局による2021年度スマートシティ関連5事業のうち、既に4年前より採択済みであります内閣府

の未来技術社会実装事業と併せて、今回新たに総務省のデータ連携促進型スマートシティ推進事業と国交省のスマートシティモデルプロジェクトの重点支援地域に選ばれました。2事業が選定をされており、全体で国の3事業の採択を受けることとなります。今後申請中であるスーパーシティ採択の動きや10月からの農村地区と市街地を結ぶデマンド交通などの実施等も併せ、実現できるところからICTやAIによる先端技術を活用し、少子高齢化における村の課題解決に速やかに取り組んでまいり所存であります。

本定例会におきましては、報告案件1件、令和2年度各会計決算認定の件、諮問案件1件、人事案件2件、条例制定の件5件、計画策定の件2件、令和3年度一般会計ほか各会計補正予算など、合わせて22件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月2日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月16日までの8日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願いいたします。

○議 長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は8日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時、令和3年7月14日水曜日午前9時から。

調査場所、更別村議会議員控室。

調査事項、「さらべつまるごとブランディング計画」について。

経過、委員5名により、「さらべつまるごとブランディング計画」の経緯、集約について企画政策課長及び同課補佐及び政策調整係長の出席を求め、説明を受けました。

調査の結果です。本計画は、第6期総合計画に定めた諸計画の中でも極めて重要であると位置づけられるものであり、ブランディング協議会において株式会社「スノーピーク地方創生コンサルティング」から企画提案された事項を精査、検討した上、実現可能と判断した計画であるとの説明であったが、委員会での村の実施計画の説明時には、実施事業そのものであるとの説明であり、それぞれの実施に向けた「具体的手順」が十分に報告されなかったことにより、計画の実現可能性についての不安と疑念が生じた結果となった。

そうした不安・疑念解消のためとともに、第6期総合計画に示された6つの基本目標の中にある「産業が元気なまちづくり」、「知恵を出し合うまちづくり」の実現のためにも、実施に向けて様々な形で村民の参画を求めていくべきと委員会において提案した経緯がある。

今後の計画推進に当たっては、現在検討が進められている事業との連携による相乗効果や既存団体の活用、村民の参画体制の拡大等を念頭に、事業内容をより具体化した実効性のある計画に見直す必要があり、事業の部分的実施にあつては慎重な判断が必要であると

考える。

本計画は「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろうみんなの夢大地」の実現の一環であり、一つ一つの「点」である各事業が一部のエリアや施設などで実現できればよいというものでなく、「点」と「点」が線で結ばれ、「みんなの夢大地」という大きな「面」となるよう、多くの村民の理解と参画を得ることが最も大切であると認識すべきである。

以上、報告といたします。

○議 長 次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

小谷産業文教常任委員長。

○小谷産業文教常任委員長 産業文教常任委員会所管事務調査について報告をいたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、令和3年8月27日金曜日午前9時。

2、調査場所、更別村一円。

3、調査事項、農作物の作況について。

4、経過、委員4名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

5、調査の結果、早期の雪解けではあったが、平年並みの春の播種作業となり、好天と降雨で順調な生育となった。6月から7月にかけての少雨や7月中旬から8月上旬の極端な高温傾向が心配されたものの、おおむね生育進度は平年並みまで回復した。しかしながら、8月の降水量の影響も懸念される場所である。秋まき小麦は、無事収穫が終了し、平年以上の収量が期待される。バレイショは、生育が平年より早く、7月中旬から8月上旬の高温で黄変が進んだ。莖数は多めで、小粒傾向だが、玉数は多く、現在収穫中である。金時、手亡、小豆、大豆、てん菜の5作物については、現地調査で確認した。

(1)、金時、生育、着莢数ともに平年並み。

(2)、手亡、生育は平年並み、着莢数はやや少ない。

(3)、小豆、草丈は平年より高く、着莢数はやや少ない。

(4)、大豆、生育は良好で、着莢数は非常に多い。

(5)、てん菜、移植、直播ともに生育は平年並み、根周はともに平年を上回る。

調査の結果、豆類は高温によるストレスとダイズシストセンチュウが一部発生していることを確認した。これから本格的な収穫期を迎えるが、近年の地球温暖化等極端な天候状況下であっても、更別村の基幹産業として長年努力を重ね、取り組んできた基盤整備や土づくり、そして農業者のたゆまぬ努力が功を奏し、豊穰の秋を迎えられるよう期待する。

以上、報告とする。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1番の農作物の生育状況ですけれども、ただいま産業文教常任委員会からご報告がありました。秋まき小麦の収穫作業も終了しました。各作物とも8月の降雨により、それまでの高温による干ばつから回復基調にあるということで、おおむね各作物とも順調に推移しているところであるとお聞きしております。パレイショにつきましては、収穫時期を迎え、本年は上芋数が平年よりも多いとの報告を受けております。収穫は、平年並みに開始されております。豆類の生育は、平年並みであります。圃場により高温、干ばつによる影響が出ているところがあります。てん菜は、生育が平年並みであり、8月の降雨により回復基調にあります。飼料作物につきましては、牧草は2番草の収穫作業は平年並みに始まり、デントコーンの生育も平年並みであると報告を受けております。

2の令和3年度建設工事の進捗状況(100万円以上)についてでありますけれども、別紙2のとおりまとめております。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

3の新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況でありますけれども、冒頭のご挨拶で申し上げたように、現体制の部分では10月6日を完了日というふうに予定をしております。希望者の接種が完了するまで、しっかりと業務のほうを推進したいというふうに思っております。

他の部分は、お目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは質疑を終わります。

◎日程第7 報告第3号

○議 長 日程第7、報告第3号 令和2年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 令和2年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件であります。

令和2年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけまして別紙のとおり報告するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、令和2年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。1、健全化判断比率でございます。備考に記載してありますとおり、各比率とも負数で算出された場合は棒線を表示しております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければならないこととされております。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は1億2,707万4,439円で黒字であることから、実質赤字比率はマイナス4.43%となり、棒線を表示しております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計同様本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス7.55%となり、棒線を表示しております。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の実質公債費比率は9.9%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさを表す将来負担額から基金や交付税の算入見込みなどの充当可能財源を減じた額を財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源額が将来負担額を上回ることからマイナス173.3%となり、棒線を表示しております。

2、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでござい

ます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

1枚おめくりいただきまして、8月30日付で監査委員から提出されました令和2年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写し、それから7月13日付で監査委員から提出されました令和2年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第8 諮問案第1号

○議 長 日程第8、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により次の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、北海道河西郡更別村字更別194番地64にお住まいの及川末雄様であります。昭和27年7月29日生まれ、69歳であります。

及川氏におかれましては、平成31年1月より人権擁護委員を務められ、高齢者の困り事相談や村民の方が安心して生きる権利を守る活動、あるいは不安や困り事の解決に熱心にこれまで取り組んでいただいております。引き続き委員として適任者であると考え、お願いいたしたく、ぜひともご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期は3年間であります。

以上、ご提案を申し上げ、ご同意方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第69号

○議 長 日程第9、議案第69号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第69号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村教育委員会委員に次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更南南1線25番地6にお住まいの佐藤正範様、昭和38年5月20日生まれ、58歳であります。

佐藤様におかれましては、平成21年10月1日から3期12年、本村の教育委員を歴任をされております。今年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き4期目となる教育委員を任命するものであります。

任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日であります。

佐藤様は、昭和38年5月20日生まれの58歳でありますけれども、平成29年10月1日より教育長職務代理者に就任するとともに、十勝管内教育委員会連絡協議会理事、北海道町村教育委員会連合会評議員を歴任されております。本村の教育も含め、十勝、北海道の教育行政推進に大きなご尽力をいただいている実績は非常に素晴らしいものであると考えます。

このたび教育委員の再任を議会提案させていただくものであります。ぜひともご同意をいただきたく、提案をさせていただきます。ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに

同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第70号

○議長 日程第10、議案第70号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第70号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村農業委員会委員に次の方を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字弘和541番71にお住まいの磯忠義様であります。昭和38年12月1日生まれ、57歳であります。

農業委員の選任につきましては、平成28年度から議会の同意を条件とする市町村長の任命制度になりました。農業委員の任期は3年間で、現在は令和2年7月20日から令和5年7月19日となっております。委員1名が9月末をもって辞任することとなったため、後任の委員の推薦募集を7月14日から8月10日まで行い、期間中に1名の推薦がありました。8月20日に開催した農業委員会委員候補者評価委員会で農業委員として適任と判断をされました。

磯様におかれましては、畑作経営者であり、平成27年5月から農協理事、令和3年5月からは筆頭理事を務められております。責任感が強く、地域住民からも信頼されており、これまでの知識と経験を生かして地域に貢献されることが見込まれ、農業委員として適任であるとしております。

以上、ご提案を申し上げまして、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第71号

○議長 日程第11、議案第71号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第71号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定により、更別村過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定めるものであります。

理由といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されましたことから、令和3年度から令和7年度までの期間に係る産業基盤、生活環境、保健、福祉、医療等に関する整備計画を総合的に策定するものであります。

次のページの計画をお開きください。計画は別紙のとおりでありますけれども、総合計画を基本にまとめているところであります。また、資料といたしまして個別事業の概算事業費等を提出いたしているところであります。

計画の詳細につきましては、さきの全員協議会で説明をさせていただいたところでありまして、説明は省略をさせていただきたいというふうに思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと確認をさせてください。

この過疎地域の継続支援については、本当に私どもも安堵しているところでございます。本計画は、更別村第6期総合計画並びに更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略との並びでこの過疎地域の計画が設定されるということで、これは力強い3本柱ということで、今後の事業推進に期待したいところでございますが、事業内容の中から2点ほど回答いただきたいというふうに思います。

まず、2ページ目の中で下段のほう、今後はというところからです。農業施策についての概略でございますけれども、総合計画の中に法人化に向けてという文言もなく、その部分で新たに今回農業の法人化に向けた取組が必要ということでございます。これにより経営体質の強化を図りたいというご提案でございますが、5か年の計画でございますので、その中の具体的試案なりがあれば、まずご説明いただきたいということでございます。まず1点。

もう一点は、19ページお開きください。19ページの下段のほうにございます。森林組合の関係の体質改善の提案でございます。今更別村森林組合は、自立の道が厳しいということもありまして、今体質の事業の公平化並びに事業の統合化に向けての審議をしているというふうに私は聞き及んでおりますが、それらを踏まえた中で、この5か年の中でどういう形になるか。森林組合自体がどのような形になっていくかはこれからの審議の内容によ

と思いますけれども、村としての体質強化、改善への道筋という部分の捉え方、どのような考え方を持ってのご提案なのか。

この2点について多少説明いただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 まず、最初の法人化についてなのですけれども、経営体質の強化、あと経営継承の先としての法人化ということも考えられることから、従前よりそういったものについて対応してきているわけですけれども、今後について少子高齢化時代に対応した安心とゆとりのある基幹産業の持続的な発展を目指すことから、継続して進めてまいりたいと思いますが、具体的な取組というのはまだできてはいないところなのですけれども、今後の時代の要請に応えた対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、もう一点の森林組合の関係でございしますが、森林組合にしましても、なかなか更別村でありますと山林というか、森林事業地の規模が少ないことから、なかなか経営的に厳しいというふうなところのお話も聞いているところでございます。森林組合においても今後の事業継続を目指しているいろいろ検討も進めているようなところでもございますので、森林組合からの支援等要請がありますれば、こちらのほうとしても支援等を行っていくような考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今説明いただきましたけれども、具体的にはこれから詳細について進めると思いますので、私はそこまで質問するというか、質疑をしたいというふうに思いません。ただ、この計画も5年間の時限立法でありますので、基本的には具体策がなければなかなか前へ進まないということだけはよく承知していただきたい。特に法人化の問題については、農業の法人化については平成の20年度からずっと、更別村の農業を語るときに農家戸数の減少に関わる対策の一環として、考え方として法人化に向けた対応、特に酪農地帯を含めてという審議もしてきた経過がございます。10年も十何年もたってもなかなかそういうふうに向かないという部分をそれらの事案の審議の経過を反省点として捉えるならば、法人化というものを出したということの意義並びに5年間でどういう道筋を立てるのかという部分は非常に重要な案件でございますので、その点はしっかり具体性を持って進めるといってほしい。

森林組合につきましては、いずれにしてもどういう形になるかというのは私もまだ熟知しているわけではないのですけれども、森林組合の組合員に文書が来まして、今事業統合に向けてという森林組合長からの通達が出ております。それら含めて、更別村の森林をどう守っていく、少ない更別村の森林でありますけれども、どう守っていくかということは重要な課題でございますので、広域統合なりなんなりしたときの対応も非常に難しくなるという一面もありますので、それらを十分考慮した中での対策を講じていただきたいとい

うふうに重ねてお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今いただいたご意見に沿ってというか、ご意見を参考に今後取り進めてまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議 長 森林組合の協議について、しゃべれるところはしゃべっていただいたほうがありがたいと思うのですが。

(何事か声あり)

○議 長 村として今は出しているの。

(何事か声あり)

○議 長 協議会の立ち上げぐらいは言えるでしょう。

高橋産業課長。

○産業課長 今安村議員のほうからお話ありました統合についてというお話がありますけれども、森林組合において合併協議会を立ち上げて、統合に向けた内容の調整をしている段階でございまして、その整理がなった暁には統合に向けてというふうな形になりますが、まだ入り口の段階で、協議を始めている段階ということでございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第71号 更別村過疎地域持続的発展市町村計画の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第72号

○議 長 日程第12、議案第72号 土地改良事業計画の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第72号 土地改良事業計画の件であります。

畑地かんがい施設に係る土地改良事業計画につきまして、土地改良法第96条の2第2項の規定により、次のとおり概要を定めるものであります。

1の事業名と対象地区は、事業名、基幹水利施設管理事業、対象地域、札内川第一地区及び第二地区。

2の事業目的は、国営かんがい排水事業札内川第一地区及び第二地区で造成された札内川首頭工並びに導水路の適正な維持管理を実施することにより、かんがい用水の安定的な供給を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図るものであります。

3の対象施設ですが、札内川首頭工1か所、札内川導水路であります。

4の事業主体は、帯広市、中札内村、更別村、幕別町であります。

5の管理費用負担割合は、国30%、道30%、事業主体40%となっております。

次に、理由といたしまして、札内川地域における畑地かんがい施設に係る土地改良事業計画を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業計画の概要について議会の議決を求めるものであります。

議案資料をお配りしておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。1の趣旨であります。札内川地区の畑地かんがい施設は令和3年度に全ての国営事業が完了し、国から地方公共団体に管理が移管されることから、令和4年度から国の補助である基幹水利施設管理事業を活用し、施設の管理強化を図るため、土地改良事業計画を定めるものであります。

次に、2、国営かんがい排水事業であります。国営かんがい排水事業は農業生産の基礎となるダムや首頭工、幹線用排水路等の農業用用水、排水施設の整備を行い、農業用水の確保、安定供給と農地の排水改良を図り、干ばつ等の気象変動から作物を守るほか、多様な作物の作付が可能となるなど、生産性の向上に寄与する事業であります。札内川地区におきましては、帯広市、中札内村、更別村及び幕別町にまたがる地区内の畑地かんがい用水を確保するため、十勝川水系札内川上流に札内川ダムが整備をされました。また、かんがい用水取水施設として地区内に造成されました札内川首頭工からかんがい用水を取水しております。取水した用水は、札内川導水路から一旦上札内分水工に送水され、各ファームポンドを経由して受益地に安定的に供給されているものであります。

3の土地改良事業計画概要図、4の事業計画の内容、5のスケジュールは、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(何事か声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 私読み間違いをしておりました、首頭工ではありません。頭首工であります。

大変申し訳ございませんでした。修正のほうをよろしく申し上げます。すみません。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 説明資料の中の事業計画内容の中に各負担割合というところあります。

その中で、国30%、道30%、市町村40%となっております。市町村分は、受益者から分担金を徴収となっております。今既に事業者は1戸当たり幾ら、1栓当たり幾らで分担金を払っているわけなのですが、この分担金に変動があるのかが1点と、もう一点、これでいくと村の持ち出し分はないようなふうに見えるのですが、その2点の回答をお願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 費用負担割合の関係でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、この事業を行いますと国から30%、道から30%ということで、市町村の持ち出し部分については40%で済むというふうな形になります。60%が補助されるわけなのですが、現時点でこの事業を行うに当たって、受益者からそれぞれ分担金もいただいておりますが、こちらのほうの費用でこの施設の維持管理を行っていくという中で、この事業を導入して、経営というか、維持を安定化させていくという考えではあるのですが、なかなか年数もたつてございまして、これからいろいろと維持費用がかかるということも見込まれる中で、こういった補助を活用しつつ、将来的なことも考えた上で、それぞれ分担金のほうについては今後調整をして、調整というか、考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

現時点におきましても、この市町村分の中で受益者のほうからいただいたお金と市町村の持ち出しというか、この部分についてはこういうふうな形になりますが、実際には市町村の持ち出しもあるということでございまして、全く市町村の持ち出しがないというわけではございません。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今の説明の中で当分はということで、将来的には大きな事故とか、いろんな部分も考えると受益者負担が大きく増える可能性もある含みを残していると受け取っていいでしょうか。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 将来的な部分に関しましてはそういった部分も見込まれることから、今までも積立金などを用意しているところもあるのですが、どのような事故が起こるとも限りませんので、その際には負担の平準化を図るなど、そういったところを考えて対応していくことになろうかというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第72号 土地改良事業計画の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第73号

○議 長 日程第13、議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件であります。

過疎地域における産業の振興をより効果的に促進するための固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に係る更別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定を受け、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による地方財政補填の支援措置を受けるために条例の整備が必要であることから、この条例を制定しようとするものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が失効しまして、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されております。この特別措置法に伴いまして、更別村の産業の持続的発展を促進するため、固定資産税の課税免除の対象となる業種及び設備取得額などの要件を定め、また地方財政支援を受けるために新たな条

例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。条例本文でございます。

第1条は、条例の趣旨を規定しておりまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に伴いまして、更別村過疎地域持続的発展市町村計画にて振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、または旅館業の設備取得に係る固定資産税の課税免除に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、課税免除を規定しておりまして、更別村過疎地域持続的発展市町村計画にて振興すべき業種として定められた租税特別措置法の適用を受ける者で、各号に掲げる業種の区分及び定める額以上の設備等を取得した者について3か年分の固定資産税に限り免除をするものでございます。

次のページをお開きください。第1号は、製造業または旅館業を規定しておりまして、500万以上の設備を取得した場合に課税免除をするものでございます。なお、資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の場合は設備取得金額が1,000万円、また資本金1億円を超える場合は取得金額2,000万円とするものでございます。

第2号は、情報サービス業または農林水産物等販売業を規定しておりまして、500万以上の設備を取得した場合に課税免除をするものでございます。

第2条第2項は、規則で定めるところにより、公害を防止するために適正な措置を講じている場合に適用とするものでございます。

第3条は、課税免除の申請を規定しておりまして、固定資産税の課税免除を申請する者は、免除を受ける年の1月31日までに各号に掲げる事項を記載した課税免除申請書の提出を必要とするものでございます。

第4条は、課税免除の取消しを規定しておりまして、虚偽の申請その他不正行為があった場合はその免除を取り消すものでございます。

次のページをお開きください。第5条は、委任について規定をしております。

附則第1項ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項ですが、本条例の制定に伴いまして、過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例は廃止とするものでございます。

第3項ですが、前項の規定による廃止前の条例第2条に規定する課税免除については、なお従前の例によるものでございます。

議案資料としまして更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

◎日程第14 議案第74号

○議 長 日程第14、議案第74号 更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第74号 更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例制定の件であります。

更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成22年更別村条例第12号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく同意を得た基本計画が終了したため、この条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開きください。次のページは本条例であります。更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成22年更別村条例第12号）は廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第74号 更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第75号

○議 長 日程第15、議案第75号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第75号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村手数料条例（平成12年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関連条文に係る別表の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、公営住宅番号を通知する紙製の通知カードが廃止されたことにより再交付を行わなくなったため、通知カード再交付手数料の規定を削除するものであります。(2)といたしまして、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化され、カードの再発行に係る手数料の徴収事務が本村から同機構に変更となるため、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。別表の第27項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する事務に係る手数料、ア、通知カードの再交付手数料、1枚につき500円、イ、個人番号カードの再交付手数料、1枚につき800円の規定を削りまして、第28項、第29項を1項ずつ繰り上げるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するように規定するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 ちょっと補足説明していただきたいのですが、この通知カードが廃止されることによって手数料等も廃止されることになっているのですが、新たに

マイナンバーカードを取得したいときはどのような手続を取って、そしてまたそのようなときにはどのような手数料等かかるのか、もうかかってこないのか、その辺もう少し補足説明いただければと思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問でございますけれども、まずこの通知カードというのは全国民のほうにはがきのようなもので配られたものでして、このはがきは住所が変わっていなければそのまま使えるのですけれども、変わっている場合というのはこのはがきは全く使えないということになってございます。使えない場合なのですけれども、そういった場合マイナンバーカードをどのような形で申請するかということなのですけれども、インターネットで申請することも可能ですし、役場のほうの窓口に来ていただいても申請が可能となっております。また、手数料なのですけれども、手数料は実際発生するわけなのですけれども、これは役場で受ける形ではなくて、申請された先、地方公共団体情報システム機構というところに手数料を直接支払っていただくと、そういう形になってございます。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第75号 更別村手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第76号

○議 長 日程第16、議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例（平成28年更別村条例第28号）の

一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村地域創造複合施設の位置の表記を改めるとともに、地域創造センターに増設するサテライトオフィスの使用料を設定するため、更別村使用料等審議会の答申を受けまして、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、施設の位置の表記を改めるものであります。(2)といたしまして、地域創造センターの区分にサテライトオフィス3を加え、その使用料を定めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。本文であります。現行、第3条の表の位置の「93番地38」を改正後は「93番地」に改めるものであります。

次に、別表の1、地域創造センターの区分にサテライトオフィス3を追加し、使用料として夏7万9,100円、冬9万5,000円を追加するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでありますが、別表の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第76号 更別村地域創造複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第77号

○議 長 日程第17、議案第77号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第77号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であり

ます。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布されたことを踏まえ、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、出産育児一時金の支給総額に係る産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日より4,000円引き下げられますけれども、国における社会保障審議会におきまして、少子化対策の重要性を鑑み、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきだとされたことから、出産育児一時金の支給額につきまして現行の40万4,000円から40万8,000円に4,000円引き上げるものであります。なお、更別村国民健康保険条例第8条及び更別村国民健康保険規則第33条第5項に規定する出産育児一時金に加算する額を産科医療補償制度の掛金に合わせ、現行1万6,000円から1万2,000円に改正し、支給総額は42万円を維持するよう関連規則の一部改正を併せて行うものであります

次のページは条例本文であります。出産育児一時金について規定する第8条中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものであります。

附則第1項で、この条例を令和4年1月1日から施行するよう規定するものであります。

附則第2項で、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る更別村国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によると規定するものであります。

なお、議案資料として更別村国民健康保険規則の一部を改正する規則案をお配りいたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第77号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第78号

○議長 日程第18、議案第78号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第78号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第5号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,146万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,313万8,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 大野副村長。

○副村長 では、私のほうから議案第78号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明させていただきます。

第1条につきましては、先ほど村長が述べたとおり、予算総額に歳入歳出それぞれ4,146万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,313万8,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

また、第2条につきましては地方債の変更でございます。第2条の地方債の変更は、第2表、地方債補正によるもので、普通交付税の確定による臨時財政対策債の借入額の変更でございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。なお、今年度中につきましても新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業もございます。財源振替につきましてはご説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まずは、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費は、2万円を追加し、補正後の額を58万4,000円とするものでございます。説明欄（1）、財産維持管理経費は、インターネット公有財産売却システムを利用して年4回ほど物品等を売却しておりますが、予想以上の売却により当初予算を超える利用料となったため、追加するものでございます。

目4地方振興費は、30万3,000円を追加し、補正後の額を1億4,172万4,000円とするものでございます。説明欄（1）、宅地分譲事業経費は、新コムニ団地の売却が順調なため、買戻し特約登記嘱託手数料を追加するものでございます。（2）、定住化促進事業は、昭和地区の定住化促進住宅を入居者に売却するため、用地確定測量委託費を追加するものでございます。なお、売却につきましては、現在詳細を詰めているところでございます。

目10財政調整基金費は、3,853万8,000円を追加し、補正後の額を6,358万8,000円とする

ものでございます。説明欄（１）、財政調整基金積立金は、令和２年度の繰越額が確定したことに伴い、財政調整基金に積立金として積み増しするものでございます。法律に基づきまして、令和２年度繰越金１億２,７０７万４,０００円の２分の１を積み増すものでございます。

11ページをお開き願います。項２徴税费、目１税務総務費は、９万１,０００円を減額し、補正後の額を４８１万８,０００円とするものでございます。説明欄（１）、税務事務経費は、十勝市町村税滞納整理機構へ引き継ぐ滞納者が変更となったことに伴い、負担金が減額となったものでございます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は、１８万円を追加し、補正後の額を１億８,７２８万９,０００円とするものでございます。説明欄（１）、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、十勝市町村税滞納整理機構への負担金確定に伴い、国民健康保険特別会計の負担分が減額となったためでございます。（２）、障害者地域生活支援事業は、年度当初日中一時支援を希望する方はおりませんでした。９月以降１名の方が希望しておりますので、追加するものでございます。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は、２０万円を減額し、補正後の額を１億７,２６８万９,０００円とするものでございます。説明欄（１）、出産・入学報償費は、小学校、中学校に入学する際のお祝金ですが、村外への転出などにより対象者が減となったためでございます。

12ページを御覧願います。項３老人福祉費、目３老人福祉推進費は、４４万２,０００円を追加し、補正後の額を１億２,３７９万６,０００円とするものでございます。説明欄（１）、介護保険事業特別会計繰出金は、事務費分として北海道自治体情報システムの負担金、事業分として、今まで村民バスを利用して介護予防教室に通っていた方に対して、１０月以降村民バスから乗り合いタクシーへの移行に伴い乗り合いタクシー代を助成するものでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、５万円を追加し、補正後の額を９５０万５,０００円とするものでございます。説明欄（１）、医療施設等運営補助金は、帯広厚生病院の運営費補助金の負担割合が確定したことによるものでございます。

款５労働費、項１労働費、13ページをお開き願います。目１労働諸費は、４万２,０００円を追加し、補正後の額を７５１万６,０００円とするものでございます。説明欄（１）、雇用対策事業は、地元雇用促進事業助成金の新規申込みがありましたので、追加するものでございます。

款６農林水産業費、項１農業費、目２農業振興費は、２２１万８,０００円を追加し、補正後の額を２億６,８９５万円とするものでございます。説明欄（１）、環境保全型農業直接支援事業は、カバー Klopp 導入等による取組面積の増加などによるものでございます。

目３農地費は、３０万８,０００円を追加し、補正後の額を１億９,００７万２,０００円とするものでございます。説明欄（１）、排水施設維持管理費は、明渠排水において支障となる木を伐採しましたが、その伐採した木を処分するための費用を追加するものでございます。

款８土木費、項３住宅費、14ページを御覧願います。目２民間住宅整備費は、９０万円を追加し、補正後の額を２,３４０万円とするものでございます。説明欄（１）、住宅改修支援事

業は、住宅改修に係る助成申込みが増加したためでございます。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費は、14万2,000円を追加し、補正後の額を6,566万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、小学校運営経費は、小学校のシステムの保守点検を委託するための経費でございます。

項3中学校費、目1学校管理費は、16万2,000円を追加し、補正後の額を3,282万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費は、小学校同様、中学校のシステムの保守点検を委託するための経費でございます。

項5社会教育費、15ページをお開き願います。目1社会教育総務費は、699万6,000円を減額し、補正後の額を3,373万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、国際交流事業推進経費は、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ国際交流事業を中止したため、減額となっております。

項6保健体育費、目2体育施設費は、333万2,000円を追加し、補正後の額を5,390万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費は、燃料費について当初の想定以上に単価が上昇したため、追加するものでございます。(2)、トレーニングセンター改修事業は、トレーニングセンターのパネルヒーターの配管の取替え及び一部床の張り替えを行うものでございます。

款13諸支出金、項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、211万8,000円を追加し、補正後の額を361万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、過年度過誤納還付金は、昨年度の国庫補助金、交付金について精算分を返還するためでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。6ページをお開き願います。款1村税、項1村民税、目1個人は、3,150万9,000円を減額し、補正後の額を2億1,658万4,000円とするものでございます。農業所得が減収した影響などにより減少したためでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税は、2,647万8,000円を追加し、補正後の額を3億3,808万4,000円とするものでございます。太陽光発電設備等の増加などにより固定資産税が増加したためでございます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、80万7,000円を追加し、補正後の額を519万4,000円とするものでございます。普通交付税が確定したことにより、個人住民税減収補填特例交付金が98万5,000円の増、自動車税減収補填特例交付金が22万1,000円の減、軽自動車税減収補填特例交付金が4万3,000円の増となっております。

款14国庫支出金、7ページをお開き願います。項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金は、90万8,000円を追加し、補正後の額を136万1,000円とするものでございます。小学校及び中学校におけるGIGAスクールサポーター配置支援事業といたしまして、ICT整備事業補助金が認められたものでございます。

款15道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金は、2,069万円を追加し、補正後の額を2億4,164万4,000円とするものでございます。カバークロープ導入等による取組

面積の増に伴い、環境保全型農業直接支払交付金が166万3,000円の増、引き続き道営事業の継続が認められたことにより、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金が1,902万7,000円の増となっております。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、39万円を追加し、補正後の額を52万2,000円とするものでございます。更別森林組合からの出資配当金でございます。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、839万円を追加し、補正後の額を4,919万3,000円とするものでございます。新コムニ団地の民間住宅分譲地売払いの増加に伴うものでございます。

8ページを御覧願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、1,756万3,000円を減額し、補正後の額を1億2,468万1,000円とするものでございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

目5農業振興基金繰入金は、1,902万7,000円を減額し、補正後の額を503万5,000円とするものでございます。道営事業農家負担軽減補助金継続に伴う農業振興基金繰入金の減額によるものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、7,464万2,000円を追加し、補正後の額を1億2,707万4,000円とするものでございます。前年度繰越金が確定したことによるものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目5弁償金は、27万5,000円を追加し、補正後の額を27万6,000円とするものでございます。多目的給水栓の倒壊破損に係る弁償金の増額によるものでございます。

目6過年度収入は、67万1,000円を追加し、補正後の額を67万2,000円とするものでございます。過年度の収入を追加するものでございます。

9ページをお開き願います。款21村債、項1村債、目3臨時財政対策債は、2,368万4,000円を減額し、補正後の額を1億1,104万8,000円とするものでございます。普通交付税の確定に伴い、臨時財政対策債分を減額するものでございます。

令和3年度更別村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。

○議 長 それでは、説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 国際交流事業の減額について、コロナ禍ですから当然そうでしょうかとは思っていましたが、ちょっと確認をさせてください。

1つ目には、これは中学生が目的はシンガポールというのは聞いていましたけれども、まず1つにはキャンセル料の発生はあるのですか、ないのですか。

それと、6月の定例会に私のほうで教育長に質問したときに、春休みの時期ですので、たしか学習には支障がないと。それで、次長の答弁で8月中の結論で十分間に合うので、6月の定例会にそういう話をさせていました。もう一点、このことについて教育委員会と

どうか、教育委員会会議があるのでしょうかけれども、今まで恐らくいろんな議論されているのでしょうかけれども、その説明についてはありませんでした。家庭の親は喜んでいて、そういう説明がありました。

それと、もう一点ですけれども、8月27日、全員協議会がありました。そのときに教育長と次長来まして、説明が一点もなかったです。それは、必要がないと判断をされたのですか。そういうことなのでしょうけれども、それで3点目なのですから、現在のコロナ禍の中で計画、例えば3月の予算立案のときの、あのときに私たしか質問しているはずでした。計画に無理があったのではないかと、その前の年も廃止をしているのですから。

それから、最後ですけれども、4つ目、学校教育年間スケジュールを立てていますね。春休みだって子供たち大変なのでしょうけれども、海外研修となると教職員も恐らく過大な負担を求められる。付添いもある。添乗員も要るでしょうし。それで、子どもたちも期待をしたと思うのですよね、ある程度は。その単に中止ですよと、ここに補正で。物事そう簡単にいくのかどうかも。期待をした子ども、例えば全国的にオリンピックも問題になったです。修学旅行も延期とか、中止はしていないでしょうけれども、近くで済ますとか、そういう。オリンピックも大体障害者のパラリンピックでさえ見に行く、見に行かぬで国中で問題になっていましたよね。それで、議会に説明は今日ありますから、いいですけども、物事そんなに簡単に考えて、学校教育というか、年間スケジュールの中でコロナだから中止ですよと、議会は一人ぐらいが騒いでいるから、いいですよと、そういう考えだったのかどうか、きちっと答弁してください。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 海外研修事業なのですからけれども、まずキャンセル料ですが、申込みがまだされておきませんので、キャンセル料自体はかかりません。

それと、予算の立案時に事業が無理であったのではというお話ですけれども、教育委員会としては可能性を求めて、できる限りやれるものはやりたいなということで当初予算で組ませていただいたところです。予算を組まないと、事業の遂行といいますか、段取り自体もできないと考えてございますし、後で補正予算が組まれるだろうの前提で物事進められないというふうに認識しておりますので、そちらのほうは当初予算で組ませていただいたという経過でございます。

それと、8月27日の全員協議会のときに説明がなかったということなのですが、コロナによりましてこの事業を含めて、ほかの事業についても中止しているものが複数ございます。これは、当委員会だけではなくて全庁的にもそういう事業があると認識しているところですが、中止した事業の一つについて議会のほうに事前に説明というのがなかったという部分で、議会を軽視するとか、そういうつもりは全くございませんし、あくまでもいろいろ中止した中の事業の一つということで教育委員会としては捉えてございます。

それと、物事そんなに簡単にというお話ですが、学校の授業の課程の中で支障が出るような組み方はしていないと考えてございます。長期休業中ということで、それは希望者が

長期休業期間中においてということなので、学校運営のほうには影響がないというふうに考えてございます。それで、コロナですので、なかなか先の見通しも難しいところで、当然簡単には考えてございません。中学生にとっても保護者にとっても希望の与えられる事業だなどと考えてございますので、できる限り教育委員会としてはやれる方向で考えていたのですけれども、このような情勢が続いておりますので、残念ながら断念したということでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今回の答弁を聞いていますと、全然影響がないと、子どもたちにも親にも、それから教育課程の中にも、そういう理解でよろしいのですか。今全然影響がないような話をしていました。それから、議会軽視なんて僕一言も言っていませんからね。

なぜ大きなこれだけの事業、海外へ子どもたちを送る。修学旅行は、それは3年生で行く、それは決まりみたいなものですから。これだけの事業を去年も駄目、今年もコロナ禍だからと、コロナのせいにするのはそれはそのとおりでしょうけれども、ちょっと考え方が甘いのでないですか。答弁聞いていますと僕はそういうふうにとれるのですけれども、年間で子どもたち、中学生を海外へ送る。それも希望者ですからいいでしょうけれども、それについていく先生とか、もろもろの、例えば事前学習だって恐らくやらないかぬでしょう、その国に対したり、その産業に対しても。そんな軽く考えてこの事業を起こしたのですか。答弁聞いていると、何にも困っていないよと、コロナだからしょうがないよと、何かそういうふうな答弁に聞こえるのですけれども、6月の定例会でもきっちり言っているはずですよ、いいのですかと。そしたら、そのときの答弁で、8月中旬に結論を出しますと。補正に699万カットしましたから、認めてくださいと。軽視とか何かの問題以前に雑でないですか、言葉悪いのですけれども。今の答弁聞いて、僕だけかもしれぬけれども、納得はできません。きちっと親にも子どもたちにも、それから教職員にも。これは大変なことなのですよ、1週間か10日、教職員だって。添乗員は別にして、プロでしょうけれども。子どもたちを海外へ初めて連れていく、コロナがなくなったら大変なことですよ。どうも俺その辺の答弁聞いていますと、何も困っていませんのだったら、簡単に計画立てて、コロナだから駄目ですよと、そういう答弁に聞こえますけれどもね。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいま松橋議員から、影響がないように聞こえるというお話でございました。やはり昨年も行きたい生徒さん、希望を募りました。20名以上の生徒から希望がありました。そういう生徒さんの本当に行きたいという思いが潰されたという部分については、影響があったというふうに思っております。あわせて、保護者の皆様もこの事業をすごく期待しているところがあります。前回の議会でも説明させてもらいましたけれども、地域の行政懇談会でも本件については非常な期待を持って質問を受けたところでありまして。そういう保護者の皆様の期待もかなえることができなかつたということを考えますと、全く

影響がなかったということには当たらないのかなと思っております。それは、そういうふう感じております。

あと、今回の事業を進めるに当たって考え方が甘いのではないかというお話がございました。先ほど次長からもお話ありましたが、本当に真剣にこの事業を進めるために私ども一生懸命頑張ってきました。しかしながら、本村にかかわらず、十勝、それから全道全てがこのような段階で海外の研修見合わせているところが非常に多うございます。その中において、何とかこの事業をやりたいという思いの中でぎりぎりまで、要するに渡航の準備、要するに契約をするまではぎりぎりまで待って、何とか最終的な判断をしたいということで今回の補正になったということでございます。教育委員会も非常にその辺努力して、何とかできる方向でいろいろ模索してまいりましたが、今回、例えば今月でいいますと緊急事態宣言の延長ということもございました。非常に計り知れない部分があったものですから、その辺につきましてはどうぞご理解いただきまして、今回の補正案について何とかご理解願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それは、もちろん十分分かっているのですよ、コロナ禍ですから。ですから、3月の予算のときにも6月にもあえて質問しているのですよ。ぎりぎりまで待つと言われてはいますが、教育長答弁してはいましたけれども、6月の前にほかの町村ではもう無理ですよ。だから、発想が、仕事遅いとは言いませんけれども、早め早めに子どもたちの年間行事も含めて進んでいないといかぬのでないですか。進むというか。来年の3月で今やっとなのですよ。ぎりぎり我慢したという答弁は分かりますけれども、これコロナいつ終わるかといったって、日本中、世界中ですから、どう見たって、冷静になって考えたら、二月頑張ってみても。それなら最初から、旅行者もまだ相談もしていない、何もしていないと、計画が立っていなかったのではないですか。

答弁は答弁でいいですけども、もう少し子どもたちのこと、教職員のこと、やっぱり海外へ初めて行くといったら、これは大変な努力が要るのですよ。大人でも大変なのに、それを子どもたちを送るのを、この間まで計画してはいました。ぎりぎりまで頑張りました。コロナだからやめますよと、それはそれでいいのでしょうかけれども、ちょっと違うと思うのですけれども、これでやめますけれども。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 私が8月までその結論を引っ張って、ぎりぎりまでその補正については考えさせていただくという答弁は前回させていただきました。その思いは、やはり子どもたちが行きたいという思い、そして保護者も行かせたいという思い、それを何とかかなえさせたいという思いの中でそこまで引っ張ったということでございます。ただ、情勢的に今年につきましてはなかなかそれがいい方向に向かなかったというところもあります。今ご指摘にありました。そういう結論については早めに決断して、子どもたちに説明したほう

がいいのでないかというようなお話もございました。来年度につきましては、ただいま議員にいただきました意見を参考にいろいろ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 関連なのですが、今大変子どもたちも期待をかけていると、また期待していたということもありました。今回は単なる中止という結論出しているわけなのですが、中学2年生ですか、これが最後のチャンスですよ。それが残念ながら行けなかったということなので、できれば、無理かもしれませんが、代替の何か代わったものをできないかなと、せめて中学2年生にはという部分を今後考えていただけないでしょうかというのが、これは私の要望です。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 おっしゃるとおり、中学校2年生についてはもうチャンスがないということで、教育委員会の中でも代わりになるものが何かできないだろうかということで今検討はしているところです。まだ結論的なものは出ていませんので、この後そちらのほうは進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに関連でありますか。

(なしの声あり)

○議 長 そのほか。

5番、太田さん。

○5番太田議員 7ページ目5教育費国庫補助金のICT整備事業補助金についてなのですが、GIGAスクールサポーターということで、この業務内容と、あと現時点でコロナ禍において上更ではタブレットを持ち帰るなどいろいろ課題を整理されていると思うのですが、そのGIGAスクールにおけることと、あとコロナ禍におけることの課題整理についての進捗状況と一緒に、サポーターの業務も一緒にお聞かせいただければと思います。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 申し訳ございません。GIGAスクールサポーターの業務の内容なのですが、校内での通信機器の運用管理、それと端末昨年度入れましたけれども、昨年度はその初期設定業務、またアカウントの発行、それと導入の研修ということで、今年度についてもこの運用について担っていただくという形になってございます。それで、コロナでいろいろ状況が変わってきているのですが、上更別小学校で先ほど持ち帰りの話がありましたけれども、今はまだテスト段階といいますか、試験的にどういったことができるかということをはじめたところでございます。この後更別小学校、中央中学校につきましてもテストのほうを行っていく予定で考えております。それと、もし何かあったときのオンライン授業ですとか、そういった部分も出てくるかなと思うのですが、本格的に

は農村部の通信のほうが整備された来年度以降というふうに考えてございましたが、これだけコロナの影響、緊急事態宣言ですとか、こういったものが出てくると今年度中にできることはなるべくやりたいなというふうに考えてございます。細かい部分押さえていない部分もあるのですけれども、考え方的にはそういうことでございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 まさにコロナ禍において、いつ子どもたちが感染して学校に行けない状況になるか分からないということもありますので、このGIGAスクール構想、タブレットに関してはよりスピード感を持って、喫緊の課題として捉えて進めていただきたいと思います。

○議 長 小林教育次長。

○教育次長 おっしゃるとおり、できることから早めに取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第78号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第19 議案第79号

○議 長 日程第19、議案第79号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第

2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第79号、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,873万4,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費は、2万円を減額し、補正後の額を18万3,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、十勝市町村税滞納整理機構負担金2万円の減額は、滞納整理機構の負担金が確定したことから減額するものであります。

款3国民健康保険事業費納付金の補正の内容は、財源振替であります。

続いて、8ページをお開きください。款6項2保健事業費、目1保健衛生普及費は、35万円を追加し、補正後の額を87万4,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、北海道自治体情報システム協議会負担金35万円の追加は、健康カルテシステム導入に伴う負担金でありまして、その財源は北海道特別調整交付金で交付されることになっております。

款8諸支出金、項3目1過年度過誤納還付金は、88万9,000円を追加し、補正後の額を89万円とするものであります。説明欄、過誤納還付金88万9,000円の追加は、前年度普通調整交付金、特別調整交付金の精算に伴う返還金であります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいと思っております。款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、973万円を減額し、補正後の額を1億6,355万1,000円とするものであります。当初賦課確定に伴う減額であります。

款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、35万円を追加し、補正後の額を3億4,000万4,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、2号分交付金は歳出の保健衛生普及事業に対して交付されるものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、2万円を減額し、補正後の額を2,835万9,000円とするものであります。説明欄、事務費対象分は、歳出の賦課徴収事務経費の減額によるものであります。

続いて、6ページにまいります。項2目1基金繰入金は、1,369万円を減額し、補正後の額を169万3,000円とするものであります。前年度の繰越額の確定により、予算を減額するものであります。

款6繰越金、項1目1繰越金は、2,430万9,000円を追加し、補正後の予算額を2,440万9,000円とするものであります。前年度の繰越額の確定により、予算を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 申し訳ありません、ちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

7ページの国民健康保険事業費納付金の中の補正額の財源区分の中の内容をちょっと補足説明いただきたいと思います。補正額の財源区分ということで、当初特定財源ということで見えていた部分の973万が一般財源に財源振替となったということでございますけれども、単純にその内容的なものが分からない中で一般財源ということになるとちょっと疑問が生じますので、その点なぜ一般財源にしたのかの説明をいただければありがたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 7ページの款3の国民健康保険事業納付金のところですね、こちらは歳入の特定財源の歳入部分で国税のほう、そちらが賦課が決定した段階において減額になったものですから、その分を単純に、特定財源がなくなりましたので、一般財源ということで振り替えています。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第79号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第80号

○議 長 日程第20、議案第80号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号、更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件でありま

す。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ926万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,502万7,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、66万8,000円を追加し、補正後の額を113万8,000円とするものであります。介護保険システム改修に伴いまして、北海道自治体情報システム協議会負担金を追加するものであります。

続いて、款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目2一般介護予防事業費は、10万7,000円を追加し、477万1,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、一般介護予防事業交通費助成金は、10月から農村地区の村民バスが乗り合いタクシーに替わることから、現在村民バスを利用している介護予防参加者に対し、乗り合いタクシー利用料金を助成するものであります。

項2包括的支援事業・任意事業費、目4在宅医療・介護連携推進事業費は、財源振替であります。

続いて、8ページをお開きください。款4基金積立金は、173万円を追加し、補正後の額を174万1,000円とするものであります。前年度の介護給付費等における本年度の精算交付などについて積み増しをするものであります。

款5諸支出金、項1目1過年度過誤納還付金は、675万8,000円を追加し、補正後の額を675万9,000円とするものであります。前年度の介護給付費等負担金などの精算に伴う還付金であります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、142万1,000円を減額し、補正後の額を6,719万6,000円とするものでありまして、当初賦課確定に伴う減額であります。

款3国庫支出金、項2国庫負担金、目4保険者機能強化推進交付金は、1万1,000円を追加し、補正後の額を58万9,000円とするものであります。これは、交付金の増額によるものであります。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、5,000円の追加で、補正後の額を51万6,000円とするものでありまして、交付金の増額であります。

目7事業費補助金は、33万3,000円を追加し、補正後の額を33万3,000円とするものでありまして、歳出の款1総務費、介護保険システム改修経費に対して交付をされるものであります。

款4項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、142万8,000円を追加し、補正後の額を8,594万7,000円とするものでありまして、前年度交付金の追加交付によるものであります。

続いて、6ページにまいります。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目5その他一般会

計繰入金は、44万2,000円を追加し、補正後の額を692万5,000円とするもので、事務費対象分33万5,000円、その他一般会計繰入金10万7,000円を追加するものであります。

項2目1基金繰入金は、140万5,000円を追加し、補正後の額を1,375万4,000円とするものであります。主に第1号被保険者保険料減額によるものであります。

款8繰越金は、706万円を追加し、補正後の額を706万1,000円とするものであります。前年度の繰越額の確定により、予算を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

(何事か声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 大変申し訳ありませんでした。款3の国庫支出金の次に項2国庫負担金と申しあげましたけれども、項2は国庫補助金でございました。修正よろしくお願ひします。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 7ページの款3地域支援事業費の説明欄(1)、一般介護予防事業ということで、今村長からの説明で介護予防に関わる人の交通費助成金ということだったのですが、これはどの地域の人たちに問題が出て、どの地域の人たちを助ける手だてとなるのかということがまず1つと、あと送迎に関して、介護予防の時間決まっているのですけれども、送迎の時間帯というものが該当する高齢者の方、予防事業を受けている方の時間のロスとか、そういったものは待ち時間なくとか、早く着き過ぎるとか、一旦みんな送ってからもう一回その後行かなければいけないとか、そういう不都合はないのかということをちょっと確認したいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の一般介護予防事業交通費助成なのですけれども、通常介護予防事業で基本は皆さんそれぞれ参加していただいているのですけれども、交通の便が足の確保がされていない方については社会福祉協議会で委託しております移送の事業ですとか、あと村民バスです。市街地ですとか農村地区走っています村民バスだとか利用していただいております。今回、もともと村民バスが走っている農村地区の村民バスの経路以外の方で交通の便が悪い方については社会福祉協議会のほうで別に送迎をしていたのですけれども、今回は村民バスを利用していた方々ということで、今現在では4名の方が利用されていますので、その方々について今回制度が変わって急に負担金が増えるということであれば事業としての公平性がないものですから、そちらを助成して引き続き利用してもらうということで、乗り合いタクシーもそれぞれ、もともと村民バスだとか、そういうのも考慮しながら時間帯は設定して行っていましたので、引き続き、多少の待ち時間、そんなに30分も1時間もとはならないと思いますので、それぞれ事業に参加できるような形で利用す

るような形になると思います。

また、4月以降はまた新たに、実際今度大きく制度が変わりましたので、利用者に関してはもう一度、村民バス、乗り合いタクシーを利用するのか、社会福祉協議会とかの送迎を利用するかとかはまた整理したいのですけれども、取り急ぎ今年度今そのような形で事業参加されている方々に不利益がないようにということで今回そういうような助成をさせていただくことになっております。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今課長の説明から4名の方ということだったのですけれども、どの地域にお住まいの方なのか、ちょっと補足説明いただければと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 地域的には更別区の方面の方々が、もともと村民バスに乗れる地域の方々が固まってある一定の同じエリアにいましたので、実際乗り合いタクシーに替わってもそんなにロスなく回れるような人方ということなものですから、引き続きそのまま今回も利用してもらうということで考えております。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今更別区の方々ということだったのですけれども、私これ以前に担当課に少し、デマンド交通のときにちょっと確認して、住民の方々から今言ったような本来村民バスで介護事業を受けていたものがバス通らなくなって、お金を払わなかったら介護予防に行けませんと。だったら私行きませんということで話あったのが、僕が聞いたのは上更地区がちょっとあったのと、更南地区にもあったような気がしたのですけれども、その辺誰だかということは僕もちょっと把握はしていないのですけれども、その地域の方々から声が出たというふうに認識していたのですけれども、改めて不便を強いる人たちを確認したのかということと、あと今後その周知の仕方とか、介護予防へ来て、それだったら私もだわなんていう人もいるかもしれないのですけれども、その辺の確認方法等について今後の考えをお聞かせいただければと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほどの4名です。個別ですけれども、更別区ですとか更南方面の方というふうに捉えていたものですから、その方々は今回これに乗ると思います。上更別の方は、恐らく介護予防事業ではない部分なのかなというふうに捉えていまして、今回はあくまでも現在10月から制度が変わることによって、村民バスで通っていた方々についての対応ということですので、新年度以降は参加者によってまた路線だとか、路線というか、方面ですとか、効率よい事業参加が、送迎ができるような形を考えていますので、またそれは個別に話しさせてもらっておりますし、今回も参加者の方々にはこのような仕組みになりますというようなことでお願いをしながら、参加しやすいようにというようなことで考えております。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第80号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件
を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第81号

- 議 長 日程第21、議案第81号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。

- 村 長 議案第81号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出を定めております。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。収入の第1款簡易水道事業収益は、第2項営業外収益、第2目長期前受金戻入は、錦町消火栓取替えに伴う額であります。9,000円となっております。

次に、支出にまいります。第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、第4目減価償却費は、錦町消火栓取替えに伴う額、9,000円であります。

第2項営業外費用、第2目消費税は、額の確定に伴う増でありまして、30万7,000円となっております。

第3項特別損失、第1目過年度損益修正損は、錦町消火栓取替えに伴う既設消火栓資産除去費分であります。29万5,000円となっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第81号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第82号

○議 長 日程第22、議案第82号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第82号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出を定めております。

1ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出であります。支出の第1款下水道等事業費用、第2項営業外費用、第2目消費税は、額確定に伴う増であります、35万円となっております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第1号

○議長 日程第23、発議第1号 更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、発議第1号 更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本案件は、令和3年2月9日に都道府県会長会において決定した標準町村議会会議規則の一部改正を受け、地方自治法第112条及び議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり提案するものでございます。

理由といたしまして、男女ともに議員活動がしやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前、産後の欠席期間を規定するものでございます。また、議会への請願手続について、請願者の利便性向上を図るため、一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるため、この規則を制定しようとするものでございます。

次に、要旨といたしまして、1番、議員の議会への欠席事由を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改めるものでございます。

2番目の議員の出産に伴う産前、産後の欠席期間を規定する。

3番、請願書の提出に必要な押印義務を「署名又は記名押印」に改める。

以上3点でございます。

次の規則本文を、次のページを御覧ください。左記改正後の欄を中心に説明をさせていただきます。

第2条第1項では、欠席の事由を現行「事故」から「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に、また新たに第2項を追加し、産前の欠席期間を6週間、多胎妊娠の場合は14週間、産後の欠席期間を8週間までと規定しようとするものでございます。

次に、89条第1項では、請願手続について一律に求めている押印の義務づけを見直し、「署名又は記名押印」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上、松橋議員の賛成を得て提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから発議第1号 更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 認定第1号ないし日程第29 認定第6号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第24、認定第1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第29、認定第6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 令和2年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

審議の方法についてお諮りいたします。一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計診療施設勘定及びほかの特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行います。その後会計決算ごとに討論、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

41ページ、款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

(何事か声あり)

○議 長 提案理由の説明をお願いいたします。

西山村長。

○村 長 認定第1号、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで一括して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調等を提出しているところであります。

令和2年度におきましては、現在も全世界で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、その都度議会の皆様にはご理解をいただき、補正予算等に様々なご意見、ご助言を基に対策を講じてまいりました。また、第6期更別村総合計画は3年目となり、各分野、領域における施策の確実な実行、KPI等の目標達成に向けて全力を傾注してきたところであります。また、地方財政が依然として厳しい状況の中、引き続き可能な限りの財源、財政措置を行い、健全な財政運営に努めながら、山積する村政の課題解決に心がけてきたところであります。村の基幹産業であります農業、商工業振興、医療、福祉、介護、教育、子育て支援、地方創生やスマート農業等に関わる各種施策に全力で取り組んでまいりました。引き続き国のスーパーシティ構想への採択等を目指して邁進しております。改めまして、議会の皆様をはじめ、村民の皆様方の多大なるご理解とご協力、お力をいただいていることにこの場をお借りして心よりお礼と感謝を申し上げる次第であります。

各会計の決算状況につきましては、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところでありますが、説明につきましては資料として提出の各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、令和2年度各会計決算資料の1ページを御覧ください。1ページは各会計決算状況の一覧であります。各会計の決算額等につきましては、この後会計ごとにご説明を申し上げたいと思いますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。各会計とも歳入確保がなされた上に総体的に健全財政が保たれたものと考えているところであります。

続いて、2ページをお願いします。一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入に関しましては53億9,483万円、歳出にありましては52億6,744万1,000円、歳入歳出差引額につきましては1億2,738万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源は31万5,000円、実質収支であります。1億2,707万4,000円、前年度の実質収支が4,146万1,000円でしたので、単年度収支は8,561万3,000円となっております。それでは、表に戻りまして、財政調整基金についてご説明申し上げます。積立金として前年度繰越金の2分の1等で2,092万9,000円を積み立てたところでありますが、取崩し額として1億1,421万9,000円となっております。財政調整基金は取り崩しておりますけれども、将来に必要な公共施設の建て替え、大規模改修の財源として公共施設等整備基金に積み増しをさせていただきました。なお、実質単年度収支は1,288万1,000円となったところであります。

続いて、3ページにまいります。3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であ

ります。ここでは主なもののみ申し上げますが、1の村税に関しましては法人税の大幅な伸びにより7億円を超え、これまでの最高額となっております。前年度比6.9%の増であります。6の法人事業税交付金については、新たに款が設置され、441万円の皆増となっております。7の地方消費税交付金につきましては、国からの配分額の増額により1,329万9,000円の増となっております。なお、下段の自動車取得税交付金におきましては令和2年度で廃止となっております。村財政の柱となります10の地方交付税につきましては、前年度比1.9%増となっております。増えた要因といたしましては、特別交付税の対象となる国保診療所の運営に対する配分額、財政需要額が伸びたことや地方創生推進交付金を活用した事業を多く実施したことが大きな理由であります。14の国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策での特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金等が増えたことにより、昨年度と比べまして124%の大幅な伸びとなっております。15の道支出金につきましては、令和元年度から繰越し事業が終了したことによりマイナス3億7,347万3,000円の大幅減、対前年度増減比は49.0%のマイナスであります。これは、JAさんが行っておりますバレイショ施設等の整備への産地パワーアップ事業補助金分が終了したことによるものであります。18の繰入金につきましても、令和元年度には備荒資金組合の積立てや繰上償還分の財源として財政調整基金の3億6,000万円を繰入れ行いました。令和2年度は多額の繰入金はありませんでしたので、大幅に減額となっております。全体としては、財政の確保が厳しい状況の中ではありますが、でき得る限り有利な財源を確保するように努めてまいりました。

続いて、4ページの歳出ですけれども、主なもののみ申し上げます。2の総務費におきまして前年度より1億6,692万5,000円の増額となっております。特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症に係る様々な対策事業、新コムニ団地の整備費用が主な要因であります。3の民生費につきましては、前年より8,755万3,000円の減額となっております。令和元年度繰越し事業でありました学童保育所整備費が終了したことが主な要因であります。4の衛生費におきましては4,733万4,000円の増額、対前年度増減比16.2%となっております。新型コロナウイルス感染症対策事業として診療施設勘定への繰出金の増加や歯科診療所で使用する備品購入費が増えたことが主な要因であります。6の農林水産事業費につきましては4億6万2,000円の減額となっております。令和元年度繰越し事業でありましたJAさらべつのバレイショ施設建設助成の減が主な要因であります。7の商工費につきましては4,519万2,000円の増額、対前年度増減比40.3%でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施いたしました中小企業緊急支援事業給付金や経営持続化臨時給付金などの事業が増えたことが主な要因であります。8の土木費につきましては7,274万3,000円の増額であります。道路改良及び橋梁整備事業費の増、曙団地公営住宅の解体費用が発生したことが主な要因であります。9の消防費につきましては8,781万3,000円の増額、対前年度増減比49.4%であります。更別消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新し、新型コロナウイルス感染症対策事業として新たに防災倉庫を設置した

ことが主な要因です。10の教育費です。2,586万6,000円の増額でありまして、小学校及び中学校に学校情報通信技術環境整備事業、GIGAスクール構想として児童生徒各1人に1台のタブレットを配備した経費が主な要因であります。12の公債費は1億7,254万7,000円の減であります。令和元年度と比べて繰上償還額が減ったことが主な要因であります。13の諸支出金につきましてはマイナス133万8,000円の減額であります。次年度に返還する過年度過誤納還付金が減ったことが要因であります。

5ページから16ページまでの各種参考資料につきましては、ご参照、お目通しをお願い申し上げます。

続いて、17ページにまいります。特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計事業勘定であります。歳入は5億8,087万1,000円、歳出は5億5,646万2,000円、歳入歳出を差し引き、2,440万9,000円が実質収支であります。単年度収支は1,335万9,000円となったところであります。基金につきましては、積立てを1,377万6,000円行っております。診療施設勘定にまいります。歳入が3億4,204万円、歳出が3億4,194万円、歳入歳出差引額につきましては10万円、実質収支も同額であります。

続いて、後期高齢者特別会計にまいります。歳入につきましては5,832万3,000円、歳出5,825万2,000円、歳入歳出差引額につきましては7万1,000円で、実質収支も同額であります。単年度収支は1万9,000円となったところであります。

次に、介護保険特別会計にまいります。事業勘定では歳入が3億7,172万3,000円、歳出は3億6,466万2,000円、歳入歳出差引額706万1,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましては246万9,000円となったところであります。基金については、積立てを427万1,000円、取崩しを409万7,000円行っております。次に、サービス事業の勘定にまいります。歳入265万8,000円、歳出237万5,000円、歳入歳出差引額は28万3,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は15万円となったところであります。

続いて、18ページにまいります。18ページは、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。前年度比で増減がありますけれども、引き続き健全な運営となっているところであります。なお、国民健康保険加入者の医療費につきましては、ご承知のとおり他市町村と比較して非常に低額であることが続いており、ここ数年の1人当たりの療養諸費は管内で最低額となっております。

続いて、19ページ、20ページの国保事業の状況につきましてはお目通しをお願いします。

続いて、21ページにまいります。国民健康保険特別会計診療施設勘定歳入歳出決算構成表であります。今年度は歳入歳出ともに6.5%の微増となっております。歳出の総務費は、新型コロナウイルス感染症対策事業として診療所の改修工事を実施しております。改修内容としましては、病棟及びリハビリ室への空調設備設置、臨時発熱待合室の整備を行っております。また、医業費は、医療機器等整備事業として国庫支出金や過疎対策事業債を活用して心電計や自動小型分包機、エックス線骨密度測定装置の備品更新を行いました。国の医療費抑制策の中で診療所関係の診療報酬算定につきましては引き続き厳しい状況が続

いておりますが、本村は家庭医療学センターとの連携により医療体制の安定化が図られているものと考えております。その他の項目については、ご参照をお願いするものであります。

続きまして、22ページにまいります。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。今年度は歳入歳出とも5.7%の減少となっております。他の点につきましては、お目通しをお願いするものであります。

23ページにまいります。介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。保険給付費につきましては、介護サービス利用者増により増加傾向にあります。全体的に微増が続いておりますが、3年に1度保険料を見直すなど適正運営に努めてきており、一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めているところであります。下段の同事業サービス事業勘定歳入歳出決算構成表であります。お目通しをお願いするものであります。

続いて、24ページの事業の状況につきましてもお目通しをよろしく申し上げます。

続いて、25ページにまいります。財政指数等に関する表であります。標準財政規模であります。28億6,317万3,000円となっております。村が標準的な状態で通常収支するであろう経常的一般財源の規模を示す額であります。次の財政力指数3か年平均ですが、0.280ということで、令和元年度と比べて0.01ポイント増となったところであり、公債費負担比率につきましては19.5%、これにつきましては令和元年度に繰上償還を行い、公債費の圧縮を図ったため3.7ポイントの減となっております。公債費比率については11.0ということで、前年度から0.6ポイント増となっております。実質公債費比率であります。9.9%ということで令和元年度と同率であります。数値は3か年平均となっておりますけれども、令和2年度だけの単年度だと8.9%であります。公債費の元利償還金のピークが過ぎたことから、今後は下がっていくことが予想されています。経常収支比率ですが、82.7%で、4.9ポイントの減となります。減の理由といたしましては、歳入面では地方税や地方交付税が増えたこと、歳出面では公債費の償還額が大幅に減ったこと等により数値が改善しております。次に、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.9%、滞納繰越分につきましては11.4%、合計で99.2%となったところであり、前年より0.1ポイント上がっております。なお、固定資産税、軽自動車税の現年課税分については6年連続100%であります。

26ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをお願いいたしたいと思っております。

次に、令和2年度更別村簡易水道事業特別会計決算書を御覧いただきたいと思っております。1ページをお開きください。令和2年度更別村簡易水道事業決算報告書であります。(1)、収益的収入及び支出、収入の決算額総額は1億3,564万267円、支出の決算額は1億2,673万7,542円であります。

続いて、2ページにまいります。(2)、資本的収入及び支出、収入の決算額総額は4,906万9,500円、支出の決算総額は6,307万330円あります。

3ページから6ページまでは財務諸表であります。7ページから12ページまでは令和2

年度更別村簡易水道事業報告書、13ページ以降は決算附属明細書ですので、お目通しをお願いします。

続きまして、令和2年度公共下水道事業特別会計決算書を御覧いただきたいと思います。1ページをお開きいただきたいと思います。令和2年度更別村公共下水道事業決算報告書です。(1)、収益的収入及び支出、収入の決算額総額は1億2,902万6,164円、支出の決算額総額は1億8,168万4,722円であります。

続いて、2ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算総額は1億1,271万4,101円、支出の決算総額は9,918万428円であります。

3ページから6ページまでは財務諸表であります。7ページから13ページまでは令和2年度更別村公共下水道事業報告書、14ページ以降は決算附属明細書ですので、お目通しをお願いします。

次に、更別村各会計歳入歳出決算書であります。202ページから財産に関する調書があります。これについてはお目通しをお願い申し上げます。

その他各提出資料につきましてもご参照いただきたいというふうに思います。

以上、ご提案申し上げ、認定方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 提案理由の説明が終わりました。

この際、午後2時35分まで休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

41ページ、款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 補足説明を申し上げます。

議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係があります人件費について説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で一般職2名、総務費で特別職2名及び一般職61名、農林水産業費で一般職2名、教育費で特別職1名及び一般職10名に係る人件費を支出しております。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で一般職11名、介護保険事業特別会計事業勘定で一般職2名、簡易水道事業特別会計で一般職2名、公共下水道事業特別会計で一般職1名に係る人件費を支出しております。全会計で特別職3名、一般職91名、合計94名分の人件費を支出しております。常勤特別職及び一般職の人件費は、総額で7億6,208万4,603円、前年度比較で750万9,568円、1.00%の増となっております。給料で789万9,449円、2.23%の増となっており、昇給、昇格に伴う異動で

647万8,396円の増、職員の退職で363万6,953円の減、その他の異動で461万7,484円の増となっております。職員手当等では54万3,188円、0.25%の減となっており、期末手当で40万8,399円の増、勤勉手当で171万4,013円の増となりましたが、前年度に選挙事務従事者手当224万6,385円の支出があったことが主な減額の要因となっております。期末手当は、期末手当基礎額に乗じる割合が改正されたことにより152万3,637円の減となりましたが、昇給、昇格による期末手当基礎額の増などにより増額となっております。勤勉手当は、主に昇給、昇格による勤勉手当基礎額の増により増額となっております。共済費は146万4,929円の増となっております。昇給、昇格に伴う標準報酬月額増、負担金率の変更などによるものでございます。退職手当組合及び福祉協会負担金で131万1,622円の減となっており、主に退職手当組合負担金の負担率が変更したことによるものでございます。

これより予算科目単位で特徴的な経費など特に説明が必要と思われる事項を中心に各課長等より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議会費について補足説明をさせていただきます。41ページ、42ページをお開きください。款1項1目1議会費は、予算現額4,815万7,000円、支出済額4,802万5,651円で、不用額は13万1,349円となっております。備考欄を御覧ください。(1)、議員報酬等は、議会議員の報酬、手当等の経費で、支出済額は3,006万7,940円です。(2)、議会運営経費は、議会議員の旅費、費用弁償、議会広報の印刷製本費、議事録作成業務委託料が主なもので、支出済額は224万7,415円です。(3)、職員等人件費は、議会事務局職員2名の給料、職員手当等の経費で、支出済額は1,571万296円です。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 次に、同じく41ページ、款2総務費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 総務費について補足説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算現額9億9,043万3,000円、支出済額9億7,080万1,371円で、翌年度繰越額は1,413万円、不用額は550万1,629円となっております。節3職員手当等の不用額233万8,543円の内容は、時間外勤務手当で233万993円の執行残が生じたことによるものでございます。節10需用費の不用額54万2,962円の内容は、主に庁舎燃料費で19万6,520円、食糧費で15万3,395円、備品修繕費で10万円の執行残が生じたことによるものでございます。節11役務費の不用額58万8,764円の内容は、主に郵便料で33万3,365円、I P電話機器調整手数料で27万5,000円の執行残が生じたことによるものでございます。節14工事請負費の不用額83万6,320円の内容は、主に新型コロナウイルス感染症対策事業、庁舎改修工事費で契約金額2,343万円のうち、前払い金として支出した930

万円を差し引いた1,413万円を翌年度に繰り越し、残額が不用額となったものでございます。備考欄を御覧ください。(1)、総務関係委員会等運営事業は、表彰者選考委員会、使用料等審議会等の委員報酬、旅費、費用弁償で、支出済額は13万4,180円です。(2)、功労者等表彰事業経費は、村功労者表彰に係る記念品、表彰式のしおりの印刷に要する経費で、支出済額は34万9,399円です。(3)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎の燃料費、光熱水費、警備業務、清掃業務の委託料が主なもので、支出済額は1,643万3,449円です。

43ページ、44ページをお開きください。(4)、総務管理一般事務経費は、消耗品費、郵便料、複写機使用料などが主なもので、支出済額は1,672万7,964円です。(5)、契約事務経費は、契約事務に係る消耗品費で、支出済額は2万3,000円です。(6)、情報処理管理事務経費—OA機器管理は、北海道電子自治体共同運営協議会運用委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金、地方公共団体情報システム機構負担金が主なもので、支出済額は4,545万3,739円です。(7)、共通物品等調達経費は、事務用消耗品、封筒の印刷に要する経費で、支出済額は182万1,555円です。(8)、出納一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬が主なもので、支出済額は253万8,378円です。

45ページ、46ページをお開きください。(9)、職員研修経費は、職員の研修に係る講師派遣委託料、研修参加に要する負担金で、支出済額は51万3,197円です。(10)、職員福利厚生経費は、職員の総合健康診断委託料、メンタルヘルスサポート委託料が主なもので、支出済額は405万8,689円です。(11)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬、社会保険料、労働保険料等で、支出済額は1,947万1,583円です。(12)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、フルタイム会計年度任用職員に係る給料、職員手当等で、支出済額は584万7,932円です。(13)、職員等人件費は、村長部局の職員63名の給料、職員手当等の経費で、支出済額は4億9,873万3,009円です。(14)、情報処理導入経費は、ノートパソコン、選挙用モノクロページプリンター等の備品購入で、支出済額は65万8,680円です。(15)、寄付金管理事業は、寄附採納贈呈品の購入、寄付金管理基金積立金等で、支出済額は2,943万8,046円です。

47ページ、48ページをお開きください。(16)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、特別定額給付金に係る事務費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施した役場庁舎環境整備に伴う鋼製建具改修工事費等で、支出済額は3億859万8,571円です。

目2文書広報費は、予算現額739万3,000円、支出済額728万744円で、不用額は11万2,256円です。備考欄(1)、文書事務管理経費は、例規更新データ作成委託料、図書追録代、例規システム使用料が主なものです。

目3財産管理費は、予算現額57万5,000円、支出済額45万6,350円で、不用額は11万8,650円です。備考欄(1)、村有住宅等維持管理経費は、村有住宅の修繕費等の経費で、支出済額は21万8,643円です。(2)、財産維持管理経費は、村有地の草刈り業務委託料等の経費で、支出済額は23万7,707円です。

目4 地方振興費は、予算現額4億5,161万5,000円、支出済額2億1,447万2,404円で、翌年度繰越額は2億3,558万円、不用額は156万2,596円となっています。節17備品購入費の翌年度繰越額660万円は新型コロナウイルス感染症対策事業、節18負担金補助及び交付金の翌年度繰越額2億2,898万円は高度無線環境整備推進事業に係るものでございます。備考欄(1)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は、夢大地さらべつ推進委員会の委員報酬、旅費、費用弁償で、支出済額は15万5,540円です。

49ページ、50ページをお開きください。(2)、バス待合所維持管理経費は、バス待合所の光熱水費、管理業務委託料が主なもので、支出済額は50万634円です。(3)、定住化促進住宅維持管理経費は、定住化促進住宅の災害保険料で、支出済額は3,691円です。(4)、情報通信基盤施設運営経費は、情報通信基盤施設の災害保険料で、支出済額は9,024円です。

(5)、姉妹提携事業は、東松島市との姉妹都市交流事業助成金で、支出済額は1万1,244円です。(6)、企画政策事務経費は、十勝圏複合事務組合運営負担金、十勝圏活性化推進期成会負担金、JICA職員派遣事業負担金が主なもので、支出済額は151万8,020円です。

(7)、広報関係経費は、広報さらべつの作成、発行等に要する経費で、支出済額は267万8,875円です。(8)、地域振興財産維持管理経費は、ポケットパーク管理業務委託料、村有地草刈り業務委託料が主なもので、支出済額は48万642円です。(9)、各種要請・施策調査経費は、要請、施策調査に係る旅費が主なもので、支出済額は60万9,346円です。

51ページ、52ページをお開きください。(10)、上更別地域活性化対策事業は、上更別地区活性化事業助成金で、支出済額は201万6,000円です。(11)、宅地分譲事業経費は、宅地分譲に要する経費及び宅地分譲地の管理に要する経費で、支出済額は25万2,398円です。

(12)、NPO法人支援事業は、特定非営利活動法人どんぐり村サラリに対する活動助成金で、支出済額は50万円です。(13)、ふるさと創生事業は、ふるさと創生基金事業助成金交付要綱に基づく3件の事業に対する助成金で、支出済額は578万3,000円です。(14)、ふるさと創生事業基金積立金は、運用益金である預金利子の積立てで、支出済額は4,500円です。

(15)、生活交通路線維持対策事業は、十勝バス株式会社に対する地域間幹線系統路線維持費補助金で、支出済額は1,297万1,000円です。(16)、地域おこし協力隊事業(起業支援分)は、地域おこし協力隊員に対する起業支援補助金で、支出済額は100万円です。(17)、地方創生推進交付金事業は、総合アドバイザー委託料、コンサルティング業務委託料、近未来技術等社会実装事業助成金等で、支出済額は6,126万7,261円です。(18)、結婚支援事業は、結婚新生活支援事業に係る消耗品費で、支出済額は4,860円です。(19)、地域創造複合施設維持管理経費は、建物災害保険料等で、支出済額は14万8,691円です。(20)、移住定住促進事業は、地域おこし協力隊員に対する報酬、住宅借り上げ料、広告掲載料が主なもので、支出済額は789万3,821円です。

53ページ、54ページをお開きください。(21)、地域創造複合施設整備事業は、地域創造複合施設冷暖房機器購入に係る費用等で、支出済額は429万円です。(22)、(仮)新コムニ団地宅地整備事業は、新コムニ団地宅地整備に係る設計委託料、造成工事費、コムニ1条

線ほか改良舗装工事費等で、支出済額は7,111万595円です。(23)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施した高齢者の見守り支援事業、定住化促進住宅改修工事、お試しサテライトオフィス設置等に係る費用で、支出済額は3,826万3,262円です。(24)、まち・ひと・しごと創生基金積立金は、企業版ふるさと納税としていただいた寄附金を基金に積み立てたもので、支出済額は300万円でございます。

目5交通安全費は、予算現額51万4,000円、支出済額50万6,820円で、不用額は7,180円となっています。備考欄(1)、交通安全運動推進経費は、交通安全指導員に対する報酬等の経費です。

55ページ、56ページをお開きください。目6公平委員会費は、予算現額4万9,000円、支出済額4万7,920円で、不用額は1,080円となっています。備考欄(1)、公平委員会運営経費は、公平委員会委員に対する報酬等の経費です。

目7車両管理費は、予算現額4,302万5,000円、支出済額4,213万1,859円で、不用額は89万3,141円となっています。備考欄(1)、公用車車庫維持管理経費は、公用車車庫の光熱水費等の経費で、支出済額は7万9,974円です。(2)、車両センター維持管理経費は、車両センターの燃料費、光熱水費等の経費で、支出済額は74万5,529円です。(3)、公用車維持管理経費は、公用車の燃料費、修繕費、自動車損害保険料等の経費で、支出済額は378万9,579円です。(4)、バス運行維持管理経費は、村民バス、福祉バス、スクールバスの運行管理委託料、消耗品費、公用車修繕費が主なもので、支出済額は3,662万1,377円です。(5)、車両センター建設改修事業は、フェンス設置工事費で、支出済額は60万5,000円です。(6)、公用車両購入事業は、自動車借り上げ料で、支出済額は29万400円でございます。

57ページ、58ページをお開きください。目8村有林管理費は、予算現額2,698万8,000円、支出済額2,694万8,693円で、不用額は3万9,307円となっています。備考欄(1)、村有林整備事業一補助事業は、主には森林環境保全整備事業委託料で、支出済額は2,138万5,996円です。(2)、村有林整備事業一単独事業は、森林保険料、村有林整備事業委託料で、支出済額は542万1,371円です。(3)、村有林野基金積立金は、運用益金である預金利子の積立てで、支出済額は7,826円です。(4)、村有林管理事務経費、經常分は、立木調査に係る報酬、消耗品費で、支出済額は12万500円です。(5)、林野振興補助金等は、北海道治山林道協会十勝支部負担金で、支出済額は1万3,000円です。

目9住民活動費は、予算現額1,390万7,000円、支出済額1,368万3,266円で、不用額は22万3,734円となっています。備考欄(1)、行政区会館維持管理経費は、管理委託料など行政区会館維持管理に係る経費で、支出済額は192万6,650円です。(2)、地域安全等住民活動経費は、主には各行政区に対する運営交付金、生活安全推進協議会への助成金等で、支出済額は865万2,665円です。(3)、行政区会館改修事業は、行政区会館の灯油ホームタンク等修繕に係る経費で、支出済額は48万700円です。(4)、協働活動経費は、総合賠償補償保険料、協働活動交付金で、支出済額は152万2,338円です。(5)、協働のまちづくり基金

積立金は、運用益金である預金利子の積立てで、支出済額は6,853円です。(6)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施した行政区会館の換気扇修繕、網戸設置等の費用で、支出済額は109万4,060円です。

59ページ、60ページをお開きください。目10財政調整基金費は、予算現額2,093万1,000円、支出済額2,092万8,792円で、不用額は2,208円となっています。運用益金である預金利子を積み立てております。また、地方財政法では、決算剰余金の2分の1を下らない額を積立てまたは地方債の繰上償還の財源に充てることとされており、財政調整基金積立金の財源としております。

目11公共施設等整備基金費は、予算現額2億12万9,000円、支出済額は2億12万4,796円で、不用額は4,204円となっています。運用益金である預金利子を積み立て、また今後の公共施設の改修等を見込み、2億円を積み増ししております。

目12減債基金費は、予算現額3万3,000円、支出済額3万1,963円で、不用額は1,037円となっています。運用益金である預金利子を積み立てております。

目13開村記念事業推進費は、予算現額756万5,000円、支出済額754万9,276円で、不用額は1万5,724円となっています。備考欄(1)、開村75周年記念事業は、村史制作業務委託料、パートタイム会計年度任用職員報酬等を支出しています。

項2徴税费、目1税務総務費は、予算現額266万1,000円、支出済額251万2,778円で、不用額は14万8,222円となっています。備考欄(1)、固定資産評価審査委員会運営経費は、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び旅費、費用弁償で、支出済額は1万4,400円です。

(2)、税務事務経費は、パートタイム会計年度任用職員報酬、十勝市町村税滞納整理機構への負担金が主なもので、支出済額は194万5,045円です。(3)、村税還付金等は、村税の還付金及び還付加算金で、支出済額は55万3,333円です。

目2賦課徴収費は、予算現額447万1,000円、支出済額444万354円で、不用額は3万646円となっています。備考欄(1)、賦課徴収事務経費は、印刷製本費、家屋評価管理システム保守管理委託料、土地鑑定評価委託料等で、支出済額は372万1,154円です。

61ページ、62ページをお開きください。(2)、賦課徴収整備事業は、北海道自治体情報システム協議会負担金で、支出済額は44万4,300円です。(3)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施した固定資産税システム税制改正対応に係る北海道自治体情報システム協議会負担金で、支出済額は27万4,900円です。

項3目1戸籍・住民基本台帳費は、予算現額1,753万6,000円、支出済額1,750万1,920円で、不用額は3万4,080円となっています。備考欄(1)、戸籍住民基本台帳等事務経費は、主に消耗品費、北海道自治体情報システム協議会の負担金で、支出済額は566万6,833円です。(2)、戸籍住民基本台帳等整備事業は、磁気ディスクに記録されている戸籍データの保全を目的として行われるシステム機器の更新に係る北海道自治体情報システム協議会負

担金等で、支出済額は1,183万5,087円です。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費は、予算現額589万円、支出済額588万1,517円で、不用額は8,483円となっています。備考欄(1)、選挙管理委員会運営経費は、選挙管理委員会の委員報酬、旅費、費用弁償等の経費で、支出済額は27万1,517円です。(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して購入した自書式投票用紙読み取り分類機の費用で、支出済額は561万円です。

項5 統計調査費、目1 各種統計調査費は、予算現額235万6,000円、支出済額234万6,094円で、不用額は9,906円となっています。備考欄(1)、各種統計調査経費は、国勢調査員、指導員報酬、パートタイム会計年度任用職員報酬等、各種統計調査の経費でございます。

63ページ、64ページをお開きください。項6 目1 監査委員費は、予算現額169万1,000円、支出済額168万1,144円で、不用額は9,856円となっています。備考欄(1)、監査委員経費は、監査委員の報酬、旅費等の経費でございます。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 52ページ、備考欄(17)、地方創生推進交付金の12委託料、スノーピーク地方創生コンサルティングに支払われ委託料についてなのですが、総務厚生常任委員会からも委員会報告にあったとおりなのですが、村としてこの3年間で二千七百何十万でしたか、かけた費用対効果とその評価について改めてご説明いただければと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 地方創生推進事業のブランディング計画に係る委託料の費用対効果というお話でございますけれども、3か年毎年、3年かけてブランディング計画を策定をしていただいたようなことになってございます。実際にはその効果、計画策定に対する委託業務ということですので、計画書の作成をもって事業の完了というようなことになろうかと思えます。そこに掲載されている事業をこの後目的に向かって実施をしていくといった中で、実際に村にとっての経済効果ですとか、そういったものの波及についてはこの後出てくるものかなと思っておりますが、計画策定に関しましては計画書の策定をもって完了というようなふうに評価をしているところでございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 この3か年でコンサルティング会社から計画書策定して提出されたということなのですが、この内容の中でなぜ、これ僕1年前にも一般質問して、その内容、その具体性、青写真ということについてしっかりこの3年間で出して、村長からの答弁でも3年間でどのような具体的な計画を出すという青写真までがこの計画だというふうに答弁もいただいていますし、僕もそのようなつもりでいたのですが、今回計画書

の中にはその青写真というものがなくて、これだけ産業に対する、更別村全体に対するすごい課題というものがブランディング計画というもので挙げられていながら、その青写真を描けなかった。このブランディング計画の計画書の中にも、検討とか、そういう言葉が結構随所に使われていたりして、その実効性というか、本当のどういったプランでというところが計画書にしてはプランという、同じですね、計画書に対して本当に実行していく計画というものには程遠いものになってしまっているのではないかということも私自身は思っているのですけれども、そうなった要因というものをどのように捉えているのでしょうか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時14分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本内企画政策課長。

○企画政策課長 申し訳ございませんでした。

令和2年度においてさらべつまるごとブランディングコンサル業務として委託契約を行っているところなのですけれども、その契約の中で村が提示している仕様書における成果品の中には、業務完了報告書、またブランディング計画書、その成果品の電子データというところがございます。ご質問の中にありました青写真とされているものがどのような内容のものかということところはちょっと分からないところもあるのですけれども、こちら側で委託契約の中で求めたものに関しては成果として頂いているというようなところがございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 僕の青写真と言ったのは、ブランディング計画において観光、更別村のまちづくり、郊内、郊外、これを併せたものを3か年でつくっていくということだったと思うのですけれども、このブランディングの計画策定してもらったやつには村の駅ということは書いてあるのですけれども、更別村に高規格道路ができて、その高規格道路から公園とか公共施設に対してのにぎわい、パークゴルフ場、そういったアウトドアなどからどういった観光を通して郊外と郊内の村の在り方、またほかにもどんぐり公園とか温泉とかアウトドアとか、村長がいつも点と点を線にして面にしていく、このことが解決されるのがこのブランディングというふうな1年前の僕の一般質問でもおっしゃっていたと思うのですけれども、そのことが僕にとっての青写真というところなのですけれども、それに対してはこの計画書では検討という言葉は使われているのですけれども、どう具体的にどのように実行して、どう成功させるかということが全く載ってなくて、言い方悪いかもしれないのですけれども、資料をまとめたことにすぎなくて、ではこれで何やっていくの

というところがなかなか見えてこない。そして、3か年かけてきたお金の、僕は青写真まで出ることがこのプランの意義だと思っているし、これが地方創生推進交付金を使った意義だとも思っているのですけれども、その辺の考えについて、更別村は今後ブランディングに対してどうしていくのかというところが見えてこないのですけれども、これを今後どのように更別村は進めていくのか、その辺も少し詳しく答弁いただければと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 今回のブランディング計画につきましては、常任委員会の折にもご説明をさせていただいたところですが、具体的に進めていくという形に挙げているものでいきますと、アウトドア観光プラス大規模農業によるブランド化というところで、どこでもキャンプの実施ということでございます。また、十勝の野遊び観光のハブ化を行うという部分ですとか、村内案内看板のリニューアル、また公共施設の稼働率向上等挙げさせていただいているところがございます。それとまた、交流拠点エリアの再整備というところで、村の駅となるよう地域創造複合施設周辺のリニューアル、整備を行うといったものが計画の中に盛り込んでいるところがございます。一部市街地活性化計画、10か年を過ぎた計画についての評価もこの中で行っておりまして、検討としているものに関しましては10か年の中で整理がついていないもの、引き続き進めたほうがよいものというように意見を協議会の中でもいただいたものに関しては引き続き検討という表現を使っている部分もございますが、実際には具体的に行う部分に関しましては計画書の中に盛り込んだものを進めてまいりたいというように考えているところがございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今課長おっしゃられたとおりなのですけれども、ではこれ更別のブランドとして本当に評価できるのですか。もちろん課長のおっしゃったこと十分僕も分かりますし、分かるのですけれども、本当にこれが更別のブランド化として、それをやったからといってただ事業をやったことにすぎなくて、それが本当に観光を呼んで、更別の市街地や郊外、ひいては商店街の活性化に何になるのかということに対してどのような、ああ、そうだね、これって更別こうやって変わっていくよねというところがまるで見えてきていないというのが僕の中ですごくあるのですけれども、この計画はこの計画で出されたものだとして、これで評価しなければいけないのですけれども、あのとき村長が答弁で言っていたことはこれで本当に、このことなのかなと思ってしまうのです。なので、改めて村長にもお伺いしたいのですけれども、本当にこのブランディング計画というのはよかったですかね、本当に評価できますかね。僕は決してそれは評価できるものではないし、これで村長が思い描いていた青写真がこんなものだと僕は全然思っていないのですけれども、その辺ちょっとご答弁いただけますか。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員のご指摘ですけれども、プランとしてはそのような形でできました。私何回かブランディングの会議にも出させてもらいました。各商工業者、農業者の方、た

くさん来て、まず課題の洗い直しということと、その部分で実際どういうふうに人の流れをつくっていくのかということも話し合われていました。昨年の答弁の中で青写真と言ったのは、そこを1つ取っても、大型遊具の周辺をまちの駅を建てたり、人の流れをつくるということで、そこは本当に具体化をしていかなければいけないと思っています。特に太田議員さんのご指摘もあったとおり、これから10年間ということではありませんけれども、まずまち・ひと・しごと総合戦略、平成2年から平成6年度の中でしっかりとうたっておりますので、市街地の活性化と併せて村全体のブランディングとマーケット戦略を策定し、首都圏からの交流人口の増加を図ると。KPIは、5年間で延べブランディングに関わる関係、少ないとは思いますが、70人というような形をしております。だから、そのところの目標をしっかり第6期総と含めて具体的に絵を描いてやっていかなければいけないということで、私としてはある程度イメージとしてはできているのですけれども、実際に図面とか、そういう形では今ご提示はできなかったのですけれども、それも今後しっかりと出して、そして前の答弁、あるいは今回の常任委員会のご指摘がありましたので、しっかりとつくっていかなければいけないということでありますので、その部分についてはしっかりまた制作をして、議会の皆さん方、村民の皆様方にご提示をさせていただきたいというふうに思っています。

何とか、ブランディングの郊外地域、観光地域、そこから中心部の活性化、そして商店街の活性化というところまではある程度浮き彫りになってきておりますので、あとはしっかりそれをやるということです。そうでなくて計画だけであれば、それは計画のみになってしまいますので、そこで出されているいろんな施策の部分を具体化していくということに全力を傾けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 僕村長にまた改めて聞きたいのですけれども、これって3年間で実施計画で、これ総合計画にのってきて、実施されていかなければいけない事業ですよ。そうやって考えたときに、今後そういったこと計画倒れで終わらないで、そのことをもうちょっと煮詰めて実行していくということなのですから、実行する手前までの部分を本来ここでできていなければいけなかったことなのではないかなと僕はすごく思っているのです。その考え方をもうちょっと村長の答弁でいただきたいのと、本当にそれを煮詰めていくときには、誰がというか、もちろん担当課が進めていくのは当然のことなのですが、なぜこの3か年の中でそこまで求めてこれなかったのか、その辺もやはり決算としてその評価というものをしていただきたいのですけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

○議長 長 西山村長。

○村長 総括については、この間議員の皆さんにご説明申し上げましたけれども、その部分本当に太田議員さんご指摘のように不足のところがあれば、私としても反省をしな

ければいけないというふうに考えております。その部分である程度描き切れている部分もあるわけですから、その部分はしっかり提示をしていきたいというふうに思いますし、今地方創生戦略室ですか、つくりましたけれども、これはスーパーシティのものだけではありませんので、まち全体をどういうふうにブランディングしていくかということも入っておりますので、その辺を具体化した提示をしていきたいというふうに、実行しなければこれは何にもならないということは自分自身としては自覚をしておりますので、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今太田議員も言われました52ページですか、地方創生推進交付金事業の中の私は熱中についての質問をしたいと思っております。

まず、5年間、熱中に膨大なお金を投入して進めてきましたけれども、残念ながら継続できなかったということで、3月で一応結論は出ているわけなのです。それに対して、もう9月なのですけれども、まず先ほど出ました総括という部分が何も出てきていないと。事業を行って、取りあえず終わりました。終わりましたというか、違うところ行ってしまったので、あれなのですけれども、総括というか、一切何も出てきていない。ましてや資産というのもあったと思うのですけれども、資産の分割がどうなっているかも報告を受けていない。終わればいいというものでないと思うのです。ただ、施設は次につながっていると思うのですけれども、事業を行って来て村民のために何が残って、どうなったのか、そういう報告が全然されていないのです。その辺をどう思うか、お願いします。

○議 長 この際、3時45分まで休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本内企画政策課長。

○企画政策課長 大変お待たせいたしました。

織田議員のご質問にある熱中小学校のこれまでの総括といいますか、実績ということでございますけれども、この間5か年、地方創生交付金を毎年国からいただきながら事業に取り組んできたところでございます。それぞれ毎年実績については国のほうに地方創生交付金の実績報告を行っているところでございます。今年度、令和2年度分につきましても既に実績報告済みという形になってございますが、事業に関わる成果と申しますか、交流人口の増加ですとか、そういった部分に関しましては熱中事業を執り行っている高島町をはじめとする町村と共同認定を受けているところでございまして、そちらを通じて国にも報告をしているような形でございます。また、昨年全員協議会のほうにも、今後の地域創

造複合施設の指定管理の変更という部分で熱中事業等の今後の方向性等についても昨年の9月にもご説明をさせていただいているというところで、その中でもそれまでの熱中事業の成果については延べ3,000名の交流人口ですとか、5名が村内で起業を始めていますだとかというところについては一度ご説明をさせていただいているというようなところでございます。

また、財産関係のお話もあったかと思いますが、そちらにつきましては村からの助成金で購入した備品関係につきましては全て施設に備品として残ってございますし、一部新しい指定管理者のほうでは使われない備品もございますが、それについても役場庁舎のほうで保管をするなり、役場の倉庫のほうで保管するなり、備品については全て残っている形になってございます。

以上でございます。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 国に対しての報告は、それはそれで分かります。もちろん交付金受けているのですから、きちんとした報告はしなければならないと思います。私の言いたいのは、それは一理あるのですけれども、村民に対して、5年間肝煎りで村長が行った事業がこのような結果になってしまったと、それに対して、まだ継続している部分もあるかもしれないのですけれども、こういう形でこうなのですという村民に対しての説明がないと。議会に対しても、細かく言えばまだまだ説明は足りないと思います。極端な話、魚がどこ行ったとか、あれがどこ行ったとか、細かい話はあるのですけれども、そういう部分でまず村民に対して、議員にもそうですけれども、村民に対して、5年間熱中行ってきましたと、今5名云々いろいろなことありましたけれども、総体的にこのような効果を更別にもたらしたと。これはやりたいのだけれども、これは成功しなかったとか、そういう総括というのは必要だと思うのです。

備品につきましては、正直言って詳しく分かりません。ただ、今報告受けたのを信用するしかありません、私たちは。ただ、前回ある議員さんが熱中事業の機構が金銭云々という話もちらっと聞いたことあるのですけれども、その辺がきちとなっているかどうか、私はその辺よく分かりませんけれども、その辺は監査委員もいるので、問題なかったというふうに理解はしていますけれども、まず村民がどういうふうに受け止めた、5年間。これだけ肝煎りでやってきた事業でありながら、最後は大変このような残念な結果になってしまったと。ただ、その後の事業もきちんと継続されていないと、一応途中で計画して、今年是有志が行うとかなんとかといった事業も計画されたと思うのですけれども、それがいまだに立ち上がっていないと、そういう部分を含めてきちんと一度報告してほしいなど。

○議長 長 西山村長。

○村長 改めましてご質問ありましたところでありますけれども、私としては成果はたくさんあったというふうに考えております。特に、何回か全員協議会でも、それぞれの新しくなるときにも、こういう成果があつて、数字もお示ししておりますし、その部分

で説明が足りないというのであれば、またるる説明させていただきたいと思います。

私としては、開発跡地が廃虚になっていたということで、これは国の交付金で全てリニューアルという形でできましたし、そこは中心部の空洞化という点では、これが避けられたということは非常に1つは大きな成果であったと思います。また、交流人口等、熱中だけではありませんけれども、ほかに関わっているいろいろと来られた方、何千名という方が来られていますけれども、その中とか、あとは企業を具体的にさせていただいた。今もその企業誘致ですか、今月も新しい会社が入ってきますけれども、それは流れは止まっています。むしろ企業誘致とか、そういう形での交流人口は増えているということでもあります。11月と9月にも、なぜ指定管理のところでもそうするのかというところで、その部分で説明を全員協議会でもさせてもらいましたけれども、一定の総括をしながら、なおかつその部分で足りない課題もありますし、人材育成は、私はここでも答弁させてもらいましたけれども、必要であるということで、何らかの形で継続をしていくということは今実際に取り組んでおりますし、それを軌道に乗せるということでもた皆さん方にはるる説明をさせていただきたいと思います。

ただ、村民の皆様に対してそういうところでちょっとそこは足りないのではないかとというご指摘ありましたので、その部分についてはきっちり、本当に皆さん方に成果あるいは評価について、総括について分かるようにご説明をさせていただきたいというふうに思っています。それは、広報になるか、あるいはいろんな形で文書にするなり、私村長室だよりも持っていますので、あるいはいろんな部分で村民の皆様にはお話をしていきたいというふうに思います。

私自身としては、成果もありましたけれども、やっぱり反省しなければいけないところもありますので、そこはしっかりと課題を認識しながら、継続できる部分、そして新しい展開の部分についてはしっかりと織田議員さんのご指摘のとおり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 関連でお願いします。4番、松橋です。指定管理者を熱中機構から今の民間の、どちらも民間でしょうけれども、替えた理由がこちらも見えていませんし、それは5人がきちっとそこの指定管理者を決める委員会で決めたという報告がありましたですけども、5年間やってきた熱中機構をそこで替えないかぬ理由がどこかにあったのですか。向こうの会社も手挙げていたはずですよ。それで、今のオカモトさんと一緒に手挙げていたはずで、そこで替えたときに何も問題がなかったか、替える理由があったのでしょうか。その辺は、ここで答弁できないかもしれませんが、できるのなら僕はさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 議会全員協議会、9月1日ご説明の文書であります。事業実績、評価を踏ま

えた今後の方向性ということでそこに書いてあります。熱中小学校事業については、当初見込んできた人材育成、関係人口の創出、遊休施設の利活用等の実践により、起業や移住への発展に結びつき、多大な効果があったことから、今後は村事業としては継続をできるものについてはしていきたい。宿泊施設等と相乗的な効果を発揮する計画でありますけれども、人員確保が十分にされなくて、施設環境も一部未達成な面があって達成していない状況にあるということもご説明させていただきました。これまで指定管理期間中に施設の稼働、環境整備について議会、村民の皆さんからも指摘があり、村も指導してきた経過があります。このことから、前回指定管理選定時と同様に公募によらない随意契約による指定管理者を選定することは妥当ではないと判断し、この事業運営主体とは分離して施設の指定管理者を公募することとするということで、募集内容、事業内容等について説明させていただいております。そういう経過で指定管理についてはなかったということでご説明を申し上げます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 業者的に言えば恐らく公募による。首長が言われた、それ当然そうなのでしょうけれども、村民なり私たちにしてみれば、5年間一緒に地元の理事さんも入ってやってきた組織をどうしてそこで違うものにしたのかなと、その理由がその辺もし説明できるのならお願いしたいのですけれども。地元の理事さんがみんな嫌だと言われたのなら、それは理解はできますよ。どうもそういうふうには聞いていませんけれども、言い方ちょっと変ですか。

○議 長 西山村長。

○村 長 その部分は、全員協議会か、あるいは松橋議員さんからも質問受けたりして、私お話をさせていただきました。それ以上のものでもありませんし、あそこの文書で報告させていた全員協議会でのそういうふうな経過等については、そのとおりであります。それ以上ありません。

(何事か声あり)

○議 長 これに関しては、公募して両方とも出していただいて、その部分を評価きちりとした中で点数のよかったほうをとということで採択をしたということで、そういう流れでよろしいですよ。

(「はい」の声あり)

○議 長 その時点で参加もしていないわけではなくて、両方とも参加、3か所、2か所でしたか。

(何事か声あり)

○議 長 2か所ですね。3か所応募があつて、1か所は辞退をして、2か所によって審査をしたということです。流れとしてはそういう流れの中で決定をしたと。それ以上のものでもないという。内容については、ごく審査内容に沿った中での審査ということで決

定をしたということです。そういう流れでよろしいですね。

ほかに。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと関連して、今一つ一つの説明をいただいているわけですがけれども、多分村民も含めて思っていることは、この事業に対する原資は地方創生資金なのです。私も以前村長に質問したことがあります。地方創生資金はどのように使われるのが一番ベストなのかと僕質問した経過があるのですけれども、今回の分についてはいずれにしても地方創生資金を中心とした地域を活性化させるという部分の中の総括であるまち・ひと・しごと創生戦略の中の一環として位置づけられた施策だったはずなのです。そうすると、その事業自体も含めた総括、その事業の総括だけではなくて、これだけ何億もかけました。ブランディングで委託も含めて二千何百万もかけました。その原資に対して、その戦略に対する、対策に対する投資がそこまでの費用をかけたのが正しかったのかどうかという総括が僕は必要だというふうに僕自身も判断しているし、本当に二千何百万かけてまるごとブランディングのこの計画が価値があるのか、ないか。そこだと思うのです。お金かけてもかけなくても、実質的には。それが総合的に村の中の活性化なり創生なりという部分で生かされるのだったら、僕はそれはお金を投資したという価値も含めて評価できる。だけれども、今各議員が言っていることは、クエスチョンマークがついているということなのですよ、実際に。そこまでお金かけて、この程度なのかいという部分だと思うのですよ、ブランディングも。熱中機構もそうだと思うのです。端的に言わないと、皆さん堂々巡りしているんな部分の話ばかりになっているからあれだけれども、そのまとめをしっかりしてほしいということなのです。

だから、熱中機構だってある意味、申し訳ないけれども、言いにくいかもしれないけれども、国の補助金入っているわけですから、この5年間で終わってしまったということに対する部分でやっぱり皆さん不安あるのです。報告はしているとは言うけれども、5年間で終わってしまって、違う指定管理来ていますよ、内容も変わっているよという中で、補助金返還なんていう話にならないでしょうねという心配だっちはっきり言っているのです。だから、そういうものをきちっと整理して、事業効果というか、事業の表向きだけでなく総体的に全部をまとめた中できちっと提示していただきたいと、僕は皆さんの希望だと思っているので、代弁して言っているかどうか別にして、僕はそこまでの投資した部分の、施設はいいです、村長が言っているように、旧開発の跡の施設の整備というのはすごく速やかにお金をいただいて整備したというのは、それは評価します。ただ、それに対する事業がどうだったのか、それに対してお金を入れたという部分がどうなのかという、更別村における効果、村への効果、貢献度も含めて、それも一つの評価としてしていただきたいと思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんお話あったように、それはそのとおりだと思います。私とし

でも、私は成果あったというふうに思っていますので、施設整備だけではなくてです。その部分しっかり、今の活性化といいますか、企業誘致とか交流人口の増加とか、いろんな部分につながっております。だから、その部分ではそれを見えるような形で村民の方にお示しをしなければいけないし、いろんなところで、おっしゃりたいことすごくよく分かりますので、その部分は自分として村長どうなのよということが率直な気持ちとして湧きますので、私はその部分はしっかり受け止めて、議員の皆さんだけではなくて村民の皆さんにもしっかり説明ができるような、夢大地とかでは具体的に毎年総括したりしていますけれども、これからその部分をどういうふうにつなげていくのかということも大事でありますので、その部分しっかり反省、評価しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと思いが強過ぎたということもあるのですけれども、質問自体。ただ、それは僕本音だと思っています。お金をこれだけかけてどうなのだという部分は、村民参加型の事業であればここまで言われないうちですけれども、残念ながら村民の参画が極めて少なかったということが、これだけのお金をかけたという部分と成果としてどうなのかというのが村民には見えにくいということはあると思いますので、その点やっぱりしっかり広報なりで伝えていただきたいというふうに思いますし、加えて関連ですので、あえて出したまち・ひと・しごと創生戦略は2年から6年までの計画なのです。内容が変わるということです。あと1年しかないのです。この中の5年間の集約を表しているものがいつまでたっても同じだというのはやっぱり僕はおかしいと。変えるのだったら、僕そこが大事だと思うのですよ、実施に当たるに当たって。6年までの話が、悪いけれども、熱中小学校の関係人口、5年間で延べ1,500人だよ、十勝さらべつ熱中小学校事業による人材交流の促進を図るよ。だから、閉めたのだったら、駄目になっているのだったら、速やかに変更の計画を立てていただくというのが僕は筋だと思っているのです。それらも含めてまとめていただきたいということです。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりです。新たに登載したスーパーシティの部分も登載していますし、その部分についてはしっかり削除するとか、そういうところもしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。今各議員さんからご指摘があった部分について自分自身としてはしっかり受け止めて、それを責任を持って示せるように今後取り組んでまいりたいというふうに思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。総務費はよろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは次に、63ページ、款3民生費に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款3民生費について補足説明させていただきます。

63、64ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、予算現額1億7,484万4,000円、支出済額1億6,876万1,277円、不用額は608万2,723円となっております。節10需用費の不用額55万6,725円は、主に各施設の燃料費、光熱水費、修繕費などの執行残が生じたことによるものです。節18負担金補助及び交付金の不用額104万9,322円は、主に北海道自治体情報システム協議会負担金の減額により執行残が生じたことによるものです。節19扶助費の不用額318万2,881円は、主に障害者介護給付費で148万3,840円、身体障害者自立支援医療給付費で52万1,957円、日常生活用具給付費で48万108円、重度心身障害者医療扶助費で38万6,263円の執行残が生じたことによるものです。節27繰出金の不用額108万9,967円は、国民健康保険事業勘定への繰出金に執行残が生じたことです。備考欄を御覧ください。(1)、社会調査委員会運営経費は、民生委員の報酬、費用弁償の経費で、支出済額は106万5,810円です。(2)、保健福祉推進委員会運営経費は、委員会の報酬、費用弁償の経費で、支出済額は16万7,720円です。(3)、社会行政事務経費は、遺族会引率のための経費が主で、支出済額は7,025円です。(4)、社会活動補助金等は、遺族会、保護司会の運営助成金及び帯広地区人権擁護委員協議会負担金の経費で、支出済額5万7,570円です。(5)、戦没者追悼式経費は、新型コロナウイルス感染対策により中止になったため、お供えのみの支出額で6万5,504円です。(6)、社会福祉センター維持管理経費は、社会福祉センターの燃料費、光熱水費、管理、清掃業務の委託料が主な経費で、支出済額は1,185万9,264円です。

65、66ページをお開きください。(7)、憩の家維持管理経費は、更別憩の家の燃料費、光熱水費、管理、警備、清掃業務の委託料が主な経費で、支出済額は296万7,684円です。(8)、福祉館維持管理経費は、上更別福祉館の燃料費、光熱水費、管理、清掃業務委託料が主な経費で、支出済額は134万7,136円です。(9)、屋内ゲートボール場維持管理経費は、光熱水費、清掃業務委託料が主な経費で、支出済額は79万3,874円です。(10)、公用車維持管理経費は、保健福祉課に配置している公用車3台の維持管理経費で、支出済額47万2,673円です。(11)、社会福祉事務経費は、普通旅費、消耗品費、研修会負担金等で、支出済額は18万1,163円です。(12)、重度心身障年金は、身体障害者手帳1級、2級などの方に対し年額1万2,000円を55名の方に支給しておりまして、支出済額は66万円となっております。

67、68ページをお開きください。(13)、福祉扶助経費は、人工透析に通う場合など公共交通機関利用相当額の2分の1以内を助成するもので、10名の方に助成を行い、支出済額は40万8,265円です。(14)、社会福祉活動補助金等は、社会福祉協議会の法人運営、共同募金、福祉活動に対する助成金が主なもので、支出済額は1,790万円です。(15)、障害者総合支援事業は、障害者の支援区分認定調査に係る経費、南十勝で共同設置している認定審査会の負担金、障害者の補装具給付費、自立支援医療費、介護給付費が主な経費で、支出済額は9,223万7,836円です。(16)、障害者地域生活支援事業は、日中活動支援事業であるサ

ツチャル館運営経費と移送サービス、移動支援事業等の各委託料が主なもので、支出済額は562万489円です。(17)、重度心身障害者医療給付事業経費は、身体障害者1級、2級に該当する方などが対象で、一部負担金を除き医療給付を行うもので、支出済額は216万8,022円です。(18)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は、独り親家庭等に対して行う医療給付費で、支出済額は85万9,254円です。

69、70ページをお開きください。(19)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、支出済額2,478万33円です。(20)、福祉基金積立金は、利子分の積立金で、支出済額は8万4,983円です。(21)、福祉灯油等助成事業は、低所得者の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費で、灯油引換券が29世帯、どんぐり商品券が79世帯支給しておりまして、支出済額は111万4,678円です。(22)、公用車両購入事業は、公用車のリース料1台分の経費となっております。支出済額は33万円です。(23)、成年後見制度利用促進事業経費は、社会福祉協議会による法人後見に係る委託料で、支出済額は262万9,000円です。(24)、人権啓発活動事業は、上更別小学校児童による花の植栽のための費用で、支出済額は10万794円です。(25)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、非接触体温測定顔認証システムの購入と社会福祉センター網戸修繕業務で、支出済額は87万4,500円です。

続きまして、目2福祉の里総合センター費は、予算現額7,271万3,000円、支出済額は7,136万3,085円で、不用額134万9,915円です。節10需用費の不用額106万2,176円は、主に福祉の里総合センター燃料費や修繕費等の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、センターの燃料費、光熱水費、修繕費、警備、清掃業務委託料が主なもので、支出済額は2,247万7,532円です。(2)、生活支援ハウス運営経費は、生活支援ハウスの運営委託の経費で、支出済額は1,452万1,200円となっております。

(3)、健康増進室運営事業は、健康運動教室の講師謝礼、消耗品、備品修繕費、機械保守点検委託料の経費で、支出済額は62万5,727円です。

71、72ページをお開きください。(4)、給食業務経費は、生活支援ハウス、診療所の入院患者の食事、介護保険運動教室の昼食の給食調理のための経費で、支出済額は2,209万1,634円です。(5)、健康増進室整備事業は、健康増進室の健康器具、トレッドミル1台、フィットネスバイク1台の購入で、支出済額は241万7,800円です。(6)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナ臨時交付金を活用し、福祉の里総合センター集会室や支援ハウス居室の空調設備が主なもので、支出済額は922万9,192円です。

目3国民年金費、予算額18万5,000円、支出済額18万4,799円、不用額は201円で、国民年金事務に係る経費であります。

続きまして、目4後期高齢者医療費、予算現額4,580万6,000円、支出済額4,523万6,144円、不用額56万9,856円です。節27繰出金の不用額56万9,108円は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の執行残が生じたことによるものです。(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費は、市町村の一般会計で負担すべきルール分として運営団体である北海道後期高齢者

医療広域連合への支払いで、支出済額は3,218万252円です。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金、保険基盤安定繰出金を更別村後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出しをしております、支出済額は1,305万5,892円です。

続いて、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、予算現額1億9,039万4,200円、支出済額1億8,939万9,623円、不用額99万4,577円で、前年度からの繰越し事業繰越額は50万9,000円です。節19扶助費の不用額50万4,987円は、主に子ども医療費扶助費で46万8,657円の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、子育て委員会運営経費は、委員報酬と費用弁償の経費で、支出済額は16万9,060円です。(2)、児童福祉事業経費は、認可保育所運営事業、学童保育所運営事業、地域子育て支援センター運営事業の各委託料、南十勝こども発達支援センターの負担金、療育訓練施設通所交通費用扶助費が主な経費で、支出済額は1億5,721万9,810円になります。

次の73、74ページをお開きください。なお、消耗品費のうち50万8,830円は前年度からの繰越金で、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費としてマスクや消毒液、体温計等の購入に係る経費となっております。(3)、出産・入学報償費は、出産祝金22名、110万円、小中学校入学時祝金45名の225万円で、支出済額は335万円となっております。(4)、子ども医療給付事業は、小学生以上18歳までの子どもに対する医療扶助費で、支出済額は705万5,500円です。(5)、子育て応援施策推進事業経費は、村単独の子育て支援策で、幼稚園、保育所での3歳児から5歳児の副食費において国の無償化対象とならない世帯を無償とするための費用として138万8,160円、多子世帯保育料軽減事業助成は3歳児未満の第2子以降の幼稚園、保育所の保育料を無料とするもので、支出額は394万7,380円です。(6)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、国の交付金を活用し、新型コロナ対策としての消耗品費や学童保育所での家庭学習が可能となるようICTによる学習環境整備のための経費、どんぐり保育園や学童保育所における感染防止のための消耗品費や備品等の購入に係る更別どんぐり福祉会への助成経費、子育て世帯への臨時特別給付金として児童手当給付世帯を対象に児童1名につき1万円の支給に係る経費で、支出済額1,626万9,713円です。

目2児童措置費は、予算現額4,014万5,000円、支出済額4,014万4,645円、不用額355円です。備考欄(1)、児童手当給付費等経費は、ゼロ歳から中学生の子どもがいる家庭への児童手当の総額で、対象者は令和3年2月支給時で179世帯、児童347人となっております。

項3老人福祉費、次のページになります。75、76ページをお開きください。目1老人福祉総務費は、予算現額186万円、支出済額186万円で、不用額はありません。(1)、敬老会事業経費は、敬老祝金62名、186万の支出です。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者運動会、敬老会の開催を中止しております。

目2老人保健福祉センター費は、予算現額8,489万8,000円、支出済額8,209万9,945円、不用額279万8,055円です。節10需用費の不用額233万5,668円は、主に老人保健福祉センター燃料費、光熱水費の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、福祉の里温泉を含む老人保健福祉センターの維持管理経費で、支

出済額は4,507万8,967円です。(2)、シルバーハウジング団らん室維持管理経費は、団らん室の光熱水費、燃料費を主に支出しております、支出済額は41万978円です。(3)、老人保健福祉センター改修事業は、福祉の里温泉井戸の水位計故障による取替え工事で、支出済額は244万2,000円です。(4)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、国の交付金を活用し、老人保健福祉センター集会室、ロビー、リハビリ室の空調設備設置や集会室音響設備設置などが主なもので、支出済額は3,416万8,000円です。

続きまして、目3老人福祉推進費、予算現額6,960万6,000円で、支出済額は6,736万9,681円、不用額は223万6,319円です。節18負担金補助及び交付金の不用額116万9,920円は高齢者在宅福祉サービス事業の高齢者生活支援事業助成金、節27繰出金の不用額91万456円は介護保険事業特別会計繰出金で執行残が生じたことによるものです。(1)、介護保険利用料軽減措置経費は、低所得者に対する介護サービス利用者負担額の軽減事業で、支出額は39万8,080円です。(2)、高齢者在宅福祉サービス事業は、移送サービス事業、緊急通報システム監視の各委託料、緊急通報システムの設置、撤去工事費、除雪、配食、布団乾燥サービス等に関する負担金が主なもので、支出済額は709万607円です。(3)、老人福祉施設等雇用対策事業は、老人福祉施設の職員の確保のための補助で、8人分、80万円を支出しております。(4)、介護保険事業特別会計繰出金、臨時は、低所得者の保険料軽減分の経費で、支出済額は354万900円です。(5)、介護保険事業特別会計繰出金一介護給付は、介護給付費分、地域支援事業費分、包括的支援事業、任意事業の村負担分を支出するもので、支出済額は4,592万4,856円です。

77、78ページをお開きください。(6)、介護保険事業特別会計繰出金一財源補てん分は、事務費と地域支援事業分の財源不足分を繰り出すもので、支出済額は788万1,788円です。

(7)、地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業は、地域密着型介護老人福祉施設入所者の介護報酬単価の差額を入所者数に応じて助成金として交付するコミュニティの里さらべつに対しての支援事業で、支出済額は173万3,450円です。

項4目1災害救助費は、予算額16万3,000円、不用額は16万3,000円です。

以上で民生費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 次に、77ページ、款4、衛生費に入ります。

補足説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、款4衛生費について補足説明をさせていただきます。

77ページ、78ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、予算現額704万5,000円、支出済額606万5,813円、不用額は97万9,187円でございます。節19扶助費の不用額92万9,397円は、主に乳幼児医療扶助費で83万9,397円の執行残が生じ

たものでございます。備考欄（１）、乳幼児医療費給付費は、ゼロ歳児から小学校入学前の幼児に対する医療扶助になっており、北海道医療給付事業の補助分に村独自に上乗せをして給付する事業で、支出済額は333万813円でございます。（２）、医療施設等運営補助金は、主に帯広厚生病院の運営補助金になっており、救急救命センター、小児救急などの赤字補填分で、支出済額は273万5,000円でございます。

目２予防費、予算現額1,530万1,372円、支出済額1,382万3,369円、不用額は147万8,003円でございます。節18負担金補助及び交付金の不用額81万9,530円は、主に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、健康管理システム改修経費で79万7,680円の執行残が生じたものでございます。備考欄（１）、感染症予防対策事業は、エキノコックス症検診委託料が主な経費で、支出済額は20万130円でございます。（２）、予防接種事業経費は、村民のインフルエンザ予防接種委託料及び村外で接種した場合の助成金、高齢者肺炎球菌予防接種委託料の経費で、支出済額は379万4,076円でございます。（３）、子ども予防接種事業経費は、乳幼児の定期予防接種、任意予防接種の経費で、支出済額は755万7,843円でございます。（４）、緊急風しん抗体検査等事業は、風疹の感染拡大防止のための事業で、対象者に抗体検査、予防接種を実施する経費になっており、支出済額は40万2,649円でございます。

79ページ、80ページをお開きください。（５）、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種の準備経費で、支出済額は186万8,671円でございます。

目３環境衛生費、予算現額2,227万9,725円、支出済額2,180万5,190円、翌年度繰越額が9,000円、不用額は46万5,535円でございます。備考欄（１）、狂犬病予防・畜犬登録及び野犬対策業務経費は、野犬掃討消耗品、狂犬病予防消耗品、狂犬病の予防注射委託料になっておりまして、支出済額は9万3,064円でございます。（２）、環境衛生対策経費は、環境美化推進協議会への助成金が主な経費で、支出済額は154万5,312円でございます。（３）、火葬場維持管理経費は、燃料費、光熱水費、保守管理、清掃業務、火葬及び管理業務の各委託料になっておりまして、支出済額は239万3,438円でございます。（４）、墓地維持管理経費は、清掃業務委託料が主な経費で、支出済額は42万6,380円でございます。（５）、リサイクルセンター維持管理経費は、燃料費、光熱水費、資源物リサイクル業務、資源物運搬処分委託料になっており、支出済額は1,472万1,996円でございます。

81ページ、82ページをお開きください。（６）、火葬場改修事業は、送風機の交換及びコンプレッサーの修繕費で、支出済額は233万2,000円でございます。（７）、汚水処理施設共同整備事業は、十勝圏複合事務組合で進めています汚泥処理設備の更新事業の負担金で、支出済額は29万3,000円でございます。なお、翌年度繰越額の9,000円は、年度内に完了できなかった汚泥処理設備の更新事業分の負担金になってございます。

目４診療所費は、予算現額1億4,388万6,000円、支出済額1億3,611万2,353円、不用額は777万3,647円でございます。節27繰出金の不用額747万1,054円は、診療施設勘定繰出金の執行残が生じたものでございます。備考欄（１）、歯科診療所維持管理経費は、災害保険料、指定管理委託料などで、支出済額は327万4,837円でございます。（２）、特別会計（診

療施設勘定)繰出金ですけれども、公債費分、一般病床分、救急病床分、運営補填分を計上しておりまして、支出済額は9,648万4,843円でございます。(3)、歯科診療所医療機器購入事業は、エックス線診断装置、内視鏡用ビデオカメラの購入経費で、支出済額は1,686万5,970円でございます。(4)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を活用しまして歯科診療所へ設置する除菌電解水給水器の購入や国保診療所の各病室及びリハビリ室への空調設備などになっておりまして、支出済額は1,948万6,703円でございます。

目5保健推進費、予算現額1,873万4,628円、支出済額1,822万9,328円、不用額は50万5,300円でございます。節18負担金補助及び交付金の不用額43万2,869円は、主に特定不妊治療費助成金32万8,490円の執行残が生じたものでございます。備考欄(1)、母子保健事業経費は、母子保健指導、乳幼児健康診査の経費と特定不妊治療助成金、妊婦一般健康診査助成金、妊婦安心出産支援事業助成金の経費にありまして、支出済額は417万1,032円でございます。(2)、子育て世代包括支援センター運営事業費は、主に栄養士、子育て支援業務助産師、発達支援相談員の報酬になっておりまして、支出済額は332万7,855円でございます。

83ページ、84ページをお開きください。(3)、健康増進事業は、住民の保健増進に係る経費で、総合健診、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導の委託料になっておりまして、支出済額は917万6,061円でございます。(4)、保健指導活動事務経費は、十勝圏複合事務組合が運営する帯広高等看護学院の負担金が主な経費になっておりまして、支出済額は94万9,948円でございます。(5)、がん検診の総合支援事業は、乳がん、子宮がん検診の経費になっており、支出済額は9万4,762円でございます。(6)、健康マイレージ事業は、村が実施する健診や健康講座などの健康づくり事業をポイント化する事業になっておりまして、支出済額は1万6,980円でございます。(7)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、国の交付金を活用しており、妊婦や保護者に情報発信、連絡が可能となる母子健康手帳アプリの使用料やオンラインによる相談、対応、情報提供が可能となる環境整備のための経費になっておりまして、支出済額は49万2,690円でございます。

項2清掃費、目1し尿・塵芥処理費は、予算現額2,539万円、支出済額2,510万7,983円、不用額は28万2,017円でございます。備考欄(1)、廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ごみやし尿、浄化槽汚泥などの収集に係る経費になってございます。

項3上水道費、85ページ、86ページをお開きください。目1簡易水道費は、予算現額876万2,000円、支出済額は同額で、不用額はございません。備考欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、基準繰り出し分の繰出金でございます。

項4下水道費、目1下水道費、予算現額9,661万円、支出済額は同額で、不用額はございません。備考欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は基準繰り出し分と財源補填分として、また(2)の公共下水道事業特別会計出資金は財源補填分として出資するものでございます。

項5衛生諸費、目1複合事務組合費は、予算現額1,318万円、支出済額は同額で、不用額

はございません。備考欄（１）、十勝圏複合事務組合負担金の運営分は、くりりんセンターなどの運営負担金で、支出済額は1,120万5,000円でございます。（２）、十勝圏複合事務組合負担金の建設分ですけれども、旧中島処理場などの廃止及び施設整備の負担金になっておりまして、支出済額は197万5,000円でございます。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑を受けます。質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月10日から9月12日までの3日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月12日までの3日間休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会いたします。

（午後 4時45分延会）

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員